

# 令和2年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和2年5月26日(火)  
【開会】 14時00分  
【閉会】 17時28分  
【場所】 川崎区役所 7階 第1・2会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 中村 香	委員 高橋 美里
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄	
教育政策室長 田中 一平	
職員部長 石渡 一城	
学校教育部長 森 有作	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
生涯学習部長 前田 明信	
総合教育センター所長 市川 洋	
庶務課長 榎本 英彦	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
生涯学習推進課長 箱島 弘一	庶務課経理係長 桑原 佑輔
指導課担当課長 猫橋 則文	教育環境整備推進室担当課長 新田 憲
カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲	教育環境整備推進室課長補佐 柴原 悟
教育相談センター室長 小林 格	生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之
指導課担当課長 濱野 雄功	生涯学習推進課担当係長 山口 祐太
健康給食推進室担当課長 北村 恵子	
健康給食推進室指導主事 鈴木 尚子	
健康給食推進室指導主事 小田 貴子	
調査・委員会担当係長 長谷山 大介	
書記 間山 篤史	

## 【署名人】

委員 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時45分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

2月の定例会、3月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいてい  
ることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認ということをお願いします。

## 4 傍聴（傍聴者 12名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、  
許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度  
とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

## 5 非公開案件

### 【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 9、議案第4号、議案第5号及び議案第6号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

### 【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 9、議案第4号、議案第5号及び議案第6号につきましては、議会への報告及び提案後には公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 6 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岡田委員と岩切委員をお願いいたします。

## 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 平成30・31（令和元）年度川崎市社会教育委員会議研究報告書「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」について

### 【小田嶋教育長】

まず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 平成30・31（令和元）年度川崎市社会教育委員会議研究報告書『市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割』について」の説明で、生涯学習推進課長と、そして本日は社会教育委員の奥平委員がお見えでございますので、奥平委員をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

### 【箱島生涯学習推進課長】

改めまして、生涯学習推進課長の箱島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは「報告事項No.1 平成30・31（令和元）年度川崎市社会教育委員会議の研究報告書について」御説明申し上げます。

この2年間、川崎市社会教育委員会議では「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」というテーマで、研究・調査をされ、先ほど教育長及び教育次長宛てに報告書の提出がなされたところでございます。

本日は、4月末までの2年間副議長をお務めいただきました奥平亨委員から御報告をさせていただきます。奥平委員、よろしくお願いいたします。

#### 【奥平川崎市社会教育委員】

奥平でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

今日は、お時間を頂きましてありがとうございます。

今、課長から御説明をいただいたように、2年に一度川崎市の社会教育委員会議のほうからは、研究報告というのをさせていただきますが、今回、平成30・31年度の報告書として、今お伝えしたように、お手元に恐らくございますが、「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」というテーマで報告書を提出させていただきました。

主たるテーマが2つございまして、こちらが、1つはちょうど今、川崎市の教育文化会館の移転の問題であるとか、あと、宮前市民館・図書館の鷺沼地区への移転のお話というのが出ているというところの話題も社会教育委員の中では非常に重要な話題として認識をしておりましたが、そういった形の動きのある中で、社会教育施設の重要な拠点である市民館の見直し、改めてのテーマを1つ設けさせていただきました。

もう一点のテーマは、市民の学びの循環ということで、市民がこれまで培ってきた社会教育的な動きの中で、歴史の伝承であるとか、スポーツのことであるとかといったことを、市民の中の学びの循環の機能を洗い出したことで、川崎市の豊かな社会教育の背景を洗い出したいというふうな、この2点から報告書をまとめさせていただきました。

前半の部分でいいますと、ちょうど市民館の移転等々の話がある中でいうと、非常に我々としても、もともと社会教育施設としての市民館の数、この川崎市における各区に一つの市民館があるという量的な施設の数の少なさといいますか、その点において今の意見の動きの中で改めて社会教育施設を見直すような機会にならないか、ということでの論点を少し挙げさせていただいております。

折しも、川崎市のほうで、これからのコミュニティ施策の在り方というのが議論されるタイミングでもございまして、「ソーシャルデザインセンター」といった概念が出されたりしておりましたので、そういったことと市民館の重なること、重ならないところを洗い出しながら社会教育施設の充実をより図っていただきたいという提言をまとめさせていただいております。

もう一点は、その歴史の市民活動の振り返りということであるとか、ミュージカルだとか、市民劇であるとか、あるいは登戸研究所であるとか、いろんな貴重な文化遺産等々をうまく活用しながら、市民の方たちが自ら学びの場をつくり、それを継続し、特に若い人を取り込んで、長い間にわたってそういった活動を継続してきている事例というのを改めてレポートさせていただいて、そういった豊かな市民活動にフォーカスを当てさせていただいたということになっております。

社会教育委員の会議の中では、いつもこの社会教育施設の問題であるとか、社会教育のこれからの展望を御提言差し上げる中で、やはり提言自身が有効に活かされるようになっていきたいと、

このレポートも単なるレポートに終わるのではなくて、それが形として行政の中うまく取り込んでいて、必要な部分の改善がなされれば大変ありがたいなと思っているんですが、そういうテーマの中で、川崎市の動き、こういったコミュニティ施策のことであるとか、「ソーシャルデザインセンター」の動きである流れの中では、それにうまく連携をさせていただいて、社会教育委員の意見もぜひそういった施策の中に反映させていていただければなと思っていますので、この計画、報告は一旦ここで終了としておりますけれども、引き継いで川崎市のこういった施策に対して、社会教育委員会議の中では適切な提言と関わりを持たせていただいて、事務局ともうまく連携しながら、より実のある活動につなげていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

2年間にわたる協議研究の成果ということで今、御報告いただきました。

何か御質問等はございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

一つだけよろしいですか。

「三層制による取組の推進」のところに、「地域レベル」「区域レベル」「市域レベル」と3つあるんですが、これは物理的にいいますと、何かこう、範囲というのは決まっているんですか。

**【奥平川崎市社会教育委員】**

ごめんなさい。これは今、「コミュニティ施策の基本的な考え方」の部分ですか。

**【石井委員】**

はい。

**【奥平川崎市社会教育委員】**

これは、社会教育委員からのデータということではなくて、市のほうから出されている「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」の再掲になっております。

**【石井委員】**

分りました。

**【小田嶋教育長】**

この地域レベルというのは、大体小学校区単位ぐらいのイメージで考えていまして、区域レベルは区域、市域は市全体ということであります。

**【石井委員】**

区というのは7区の。

**【小田嶋教育長】**

そうですね。行政区の単位ということです。

**【石井委員】**

分りました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

この2年間、この報告書の取りまとめをありがとうございました。

それで、川崎の「ソーシャルデザインセンター」、「基本的な考え方」とか、こちらにも書いてありますが、やはり活動していく場合には、そういう動きが自然と生まれることというのは、あまりあり得ないわけで、コーディネート機能とかプロデュース機能が大事だということが書かれているのですけれども、そこにはやはり学びがあるのではないかなど。そこに社会教育の役割があると思うのですけれども、具体的にそのコーディネート機能とかプロデュース機能になるような学びということでは、何かお話しされましたか。

**【奥平川崎市社会教育委員】**

そのコミュニティ施策との関連ということでの報告はちょっとここには含めさせていただいていないんですが、2つ目の地域課題の解決に向かう関係づくり・世代交流というテーマの中で、ミュージカルであるとか、登戸研究であるとか、地域住民の交流あるいはスポーツを通じた交流というようなことの事例を挙げさせていただきました。

その中では、やはりその活動を担っていつている人たちとそれに参加することで、その次の担い手を育てていくというようなプロセスが垣間見えたので、こういった具体的な事例の中から、いいヒントといいますか、活動の事例を、継続するための工夫をそれぞれされていましたので、そこをぜひ今後も注視していきながら、行政のほうにもそういった形の御支援をいただくような形を展開できればな、というふうには考えております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

研究報告書の作成をありがとうございました。

概要ではなくて、こちらの青い冊子のほうで、「第Ⅲ章」のほうで「社会教育の展望」ということで、いくつか御提案というか、いただいていると思うんですけれども、私も市民館ですとか、い

ろいろなところでコミュニティ活動ですとか、社会教育の端っこのほうに参加させていただく機会があって、特に30ページから書かれている市民館の職員さんの役割というところで、ファシリテーターとか、情報コーディネーターなど、いくつかの役割が書かれていると思うんですけど、例えばPTAのほうでも市民館のほうにいらっしゃる区のPTAの担当の方は、例えば学校でやられている成人教育なんかについても非常に細かく御指導してくださったりとか、いろんな情報提供をしてくださったり、講師の紹介ですとか、コーディネーター機能等もしてくださっていて、非常にありがたく感じている方も多いと思うんですけど、もう多分実践されている方もたくさんいると思うんですけど、そういう方々のいい実践がもっと広がっていくような、そういう流れになるといいんじゃないかなというふうに強く思いました。

それから、次の32、33ページでは、「こども文化センター」のことが書かれていると思うんですけど、私もすぐ近所に「こども文化センター」があって、子どもが小さい頃にはよく活用させていただいたんですけど、なかなか社会教育というか、大人の活動として使うのに難しいところもあるところがあって、でも各中学校区に1つある、身近で、遅くまで開いているんですね、9時まで開いているということで、もっと活用できればなというふうには、私も常々思っていたので、このような提言をしていただいて、本当にありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

**【奥平川崎市社会教育委員】**

よろしいですか。「こども文化センター」の件、ありがとうございます。

実は前回の報告書でも、「こども文化センター」を中学生の居場所というようなことのテーマに基づいてやらせていただきました。

先ほど、冒頭の「三層制による取組の推進」というところで、「地域」「区域」「市域」ということとでいうと、今の我々の認識では社会教育施設としての市民館の役割が大きくある一方で、その1つの区に1つしかないという部分の課題感を感じておまして、それが「こども文化センター」のような形で中学校区に1つあるような施設は、社会教育施設としてのうまく機能が活用できないかというのが、積年の課題というか、議論の対象とさせていただいているところでございますので、今回の報告書にもそのような形で、より狭い地域の距離の近い関係性づくりのいい拠点として「こども文化センター」の活用が今後より社会教育の側面から検討できればいいかなというのは、ずっと思っているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員、どうぞ。

**【岩切委員】**

まとめていただきまして、ありがとうございました。

報告書、ブルーのこちらの報告書のほうの19ページのところにあるんですけども、「新旧住

民の交流」というところの「みすぎ地区」の取組の事例なんですけれども、19ページ目のところのまとめの、こういったものが「伝統的な町内会・自治会にとって重要」になってくるんだというような解説がございまして、理由が、1つが「伝統文化の継承」、さらに1つは「災害対応」というふうに書かれておりまして、「災害対応」のところというのが非常にやっぱり最近では非常に分かりやすい例になっているんじゃないかなと思うんです。

特に、やっぱりマンションであるとか、集合住宅の多いところだと、伝統文化のところには関われなくても、災害のところなんか非常に密接な関わりがあると思うんですけれども、そういったちょっと集合住宅の多いところ、そういったところで何か非常によかったり、ここ、中原区の「みすぎ地区」の話なんですけど、それ以外のところで、何か顕著な例とかございましたら、ちょっと教えていただけたらなと思いました。

#### 【奥平川崎市社会教育委員】

ちょっと、これは、たまたま「みすぎ地区」なんですけれども、もともと「みすぎ」に限らず、特にこれは川崎市全体というよりは、特に中原区の武蔵小杉のタワーマンションの問題といたしますか、今のタワーマンションがいっぱい建ち並んでいるところに関しての課題の1つということで、多分、そのエリアにはもう少しこういった同様のような事例、これは実ほうまくいった事例ということの御報告なんですけれども、うまくいっていないといたしますか、そこがうまく分断されてしまっているような事例というのものもあるように聞いております。

ですので、こういったうまくいった事例みたいなものを活用しながらというか、展開しながらそういった地域の分断みたいなものを、人口増の中でうまく成り立っていかせるような事例というのは、もう少し集めないといけないかなとは思っているところです。

あと、今御指摘にありましておおり、ましてやこの今のコロナの時代といたしますか、コロナ禍で、いわゆる地域住民とのつながりということが、非常に我々の生活の上で大事なリスク管理といたしますか、人々がつながってちゃんと生きていく、地域を再生していくということがますます重要になってくるかなと思いますので、この観点で社会教育がより貢献できる領域があるんじゃないかなというふうに強く認識しておりますので、引き続きそういった形での提言と資料集め、分析をしてちょっと進めてまいりたいなと思っております。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認いたします。

どうもありがとうございました。



【奥平川崎市社会教育委員】

ありがとうございました。

【箱島生涯学習推進課長】

ありがとうございました。

## 報告事項 No.2 請願第1号（臨時休業中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願）の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 請願第1号（臨時休業中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願）の報告について」の説明を、庶務課担当課長お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第1号読上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

なお、この請願事項は、本日の報告事項として予定されております「報告事項No.8」に関連する内容であることから、本日審議が必要かと思われまます。その点につきましても、併せて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま、報告がありました請願第1号の取扱いにつきまして、協議していきたいと思いましたが、本請願は、本日の議事日程の「報告事項No.8」にございます、「市立学校の再開について」に関連する内容であり、本日審議が必要であるとの説明がありました。

よって、本請願及び「報告事項No.8」を一括して議題とし、本日の議事日程を入れ替え、この後、直ちに請願の審議を行いたいと思いましたが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、そういうふうにさせていただきます。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、そのように決定させていただきます。

## 8 報告事項 I (報告事項 No. 8)・請願審議

請願第1号 臨時休業中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願について

報告事項 No. 8 市立学校の再開について

**【小田嶋教育長】**

それでは、これから請願審議に入ります。

「請願第1号 臨時休業中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願」について審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。

**【請願者】**

こんにちは、私は大前博と申します。

42年間、川崎市の中学校に教師として勤め、現在は横浜市の中学校で非常勤講師として勤務しています。また、「川崎市教職員連絡会」という職員団体の役員として、「川崎の子どもの権利条例を活かす学び」について研究と交流等も行っております。

まず最初に、私は5月12日に傍聴させていただいた教育委員会議の議論が大変すばらしいと感じました。今回の請願の趣旨とも重なる点があると考えるので、最初にその感想を簡単に3点ほど述べさせていただきます。

まず、1点目は、3か月学校が開かれず、家庭に籠もらざるを得なかった、そういう状況の中で、子どもたちや家庭が陥っている困難、苦境について、深く学ぶことができました。それぞれの委員さんの子どもたちの具体的状況をリアルに捉えた発言や、深い分析に基づいた発言から、これからの子どもたちへの支援の方向がはっきり見えてきたと思います。

2点目は、学びの主体である子どもたちの自己回復力を高めていくことの大切さに改めて気づくことができたということです。「コロナウイルスへの感染の不安」「自身の抱えている不安から差別につながりかねないネガティブな感情」あるいは「ほかの人とつながれていない不安」などを子どもたちが持っているときに、それをまずしっかり聞き、ありのままに受け止めることが大

切だということを学びました。そして、子どもたち自らが、自分を客観視することが、自己回復力（レジリエンス）を高めるといふ御指摘を聞き、本当にそうだと思います。

3点目は、保護者や子どもたちの間にある「学びの格差」に対する不安、これにしっかりと向き合うことが学校再開後の大きな課題であるということが共通に話し合われていたことは、本当にすばらしいと思いました。

次に、今回提出した請願の趣旨について述べます。

請願を提出しましたのは、事前にちょっと配付させていただきました（資料2）としてお示した文科省が発出している方針、これをどう受け止めていけばよいのかなということで、疑問を持ったことがきっかけでした。

私は、学校が再開される今、どの子にも「よく頑張ったね」と言ってあげたいです。外に出て子どもたちと遊んだり、部活をしたい、そういう気持ちをずっと我慢したこと。ゲーム漬けになってしまって「こんなことでいいのかな」と自問自答したこと、悩んだこと。そして、プリントやオンライン教材と格闘し、「やっぱり学校でみんなと一緒に勉強するほうが楽しいな」と感じたこと。こういったつらかった体験を通じて、ふだん当たり前と思っていたことの大切さに気づくなど貴重な学びがあったと思うからです。

（資料1）の東京新聞の記事ですけれど、「開校後の学校勉強ばかりに？」という教職員の不安の声を見ていただきたいと思います。今、「休校中の授業時間を取り戻せ」と夏休み短縮などがあるという間に決められています。中には、土曜日授業を主張する方もいるそうです。そうやって忙しくて窮屈な学校生活を強いることは、子どもや教職員の負担を増大させ感染リスクを高めてしまいます。とりわけ、これからの学校には、子どもたちの声をしっかりと聞き取り、柔軟に受け止めるゆとりが不可欠だと思います。聞くところによると、全国の中には、休校中にできなかった授業内容を全部こなそうと焦っている教育委員会があり、子どもたちや保護者、教職員を不安にさせているそうです。私は、この問題では、文科省が5月15日に発出した通知、その一部を（資料4）としてお配りしておりますけれど、これを踏まえて取り組むことが大切だと思います。

通知は、年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合、学校らしい学びを大切にするために、「①次年度以降を見通した教育課程編成」「②学校の授業における学習活動の重点化」という二つの特例措置を強調しています。

私は、この通知の趣旨を活かし、子どもたちが「学校に来て楽しい」と思えるような、「無理なく学ぶ学校作り」を進めることが重要だと思います。教育課程の弾力的運用を実現していくためには、誰より一つ一つの学校で子どもの指導に当たる教職員が、その専門性を発揮し、子どもたちの実態と教科の特質を踏まえた教育内容の整備・精選を行うことが求められていると思います。

私は、中学校の数学の教員をやっておりますけれど、例えば分配の法則というのがありまして、これは小学校でも学ぶんですけど、中学校の1年生で2回取り扱うようになっています。また、2年生でも、3年生でもそれぞれ1回取り扱うというふうになっています。例えば、一つの例ですけれど、こういう箇所を整理して、扱いに軽重をつけ、各学年での一番本質的な学びは何なのかと、どこまで教えればよいのかということをはっきりと明かにしていくことが大切だと思います。

教育委員会では、88%の授業時間ということの一つの目安に教育課程の編成を考えていらっしゃるようですけれど、ぜひ各学校でのこういう努力を援助していただきたいと思います。

次に、「休業中の家庭学習を成績に反映させるのかどうか」、この問題についての私の意見を述べます。私は、学校教育は一人ひとりの子どもが持っている個性的で豊かな資質が開花するのを

支援する、そういうプロセスだと思っています。私は、評価はその指導支援を改善するために行うものだと、そういうふうに信じて42年間教員をやってきました。

3か月に及ぶ休校の中で、家庭学習が不十分な子どもがいたとしても、それを子どもだけの責任に帰し、例えばですけれど、「家庭学習が不十分だから関心、意欲、態度に差をつける」、そういうことは教育的な評価ではないのではないかと思います。

私は、1年生のときにいじめが原因で不登校になった生徒のお母さんの相談に1年半乗ってきました。この4月、3年生として転校を機にやっと登校することができ、転校先の学校で新しく担当になった先生から「不登校だったとしてもしっかり学び直すことができるよ」と言われたときに、緊張が解けて、お母さんの前で初めて泣いたそうです。その矢先にコロナによる臨時休校です。家庭学習課題を2回目まではお兄さんの援助も得て何とかやり切れたのですが、3回目中3の学習内容の課題には、「やれない」「やりたくない」と言って、今はゲームにのめり込むような状況になっているそうです。

学校が休校しているという状況の中で、家庭学習が十分できなかった子どもに、「やっぱり自分は駄目だ」と諦めの気持ちを持たせてしまうことがあってはならないと思います。

教育委員の方が前回の審議の中でおっしゃっていた、休み明けの多くの子どもたちが葛藤や不安を抱えているときに、それを少しでも減らすためには、「今からみんなと一緒に頑張れば大丈夫だ」と、再開後の授業に目当てと意欲を持って向かうように支えてあげることが必要です。

もし、評価をするというのであれば、家庭学習がどういう状況だったのかということ、客観的につかむ、そういう意味の「評価」ということはあってもいいと思いますが、それをいわゆる成績「54321の評定に反映させる」ということは、どうなのでしょう。私は、これについては慎重に扱いをするよう各学校にきちんと指導をしていただきたいというふうに思います。

同時に、中学校3年生が不安に思っている高校入試については、川崎市教育委員会として、神奈川県教育委員会に対し、できるだけ早く出題範囲の明確化など特別な配慮を求めて、受験生の不安を取り除いてあげてほしいと思います。

最後に、請願の趣旨を実現していく根本の土台、前提として、ぜひ川崎市の教育委員会の皆さんに検討していただきたいことがあります。

(資料6)をごらんになってください。文科省は、5月22日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を発出しました。その中で、人との間隔はできるだけ2メートル(最低1メートル)開けることを推奨しています。右下の40人学級の例を見てください。縦の机の間隔は65センチ、横の児童生徒の間隔は105センチと書いてありますが、その間に子どもの体が入るわけですから、40人学級では最低ラインの1メートルの間隔を確保することは無理だと思います。いわゆる3密の状況にならざるを得ないということです。中学校3年生で40人学級のクラスがどんなに過密か、ぜひ学校現場に来て、教育委員の皆さんに見ていただきたいです。36人以上の過密学級をなくし、「新しい生活様式」が求められる時代には、「35人以下の新しい学習様式」が求められていると思います。

感染拡大の第2波、第3波も予想され、来年度になってもまだ感染リスクがなくなるということが予想されます。ぜひ、文科省と川崎市が協力し合って教職員の増員を具体化し、どの学校でも閉校というような事態に追い込まれず、教職員と子どもたちが安心して学校を開いた状態で学習に取り組めるようにするため、35人以下学級の条件整備について、今から全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。

それでは、傍聴席のほうへお戻りください。

次に、事務局から「報告事項 No. 8」と併せて説明をお願いします。

#### 【猫橋指導課担当課長】

それでは、「報告事項 No. 8 市立学校の再開について」御説明いたします。

市立学校につきましては、本年3月4日から5月31日まで臨時休業としておりましたが、昨日の国の緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日、月曜日から市立学校を再開することといたします。

本資料は、学校再開に向けて学校に発出した「学校再開ガイドライン」の概要版としてまとめた資料でございます。

はじめに、「学校再開に向けた基本的な考え方について」でございますが、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子ども達の健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくものでございます。

次に、「今後の想定スケジュール」についてでございますが、今週の5月25日から29日までの学校再開までの間につきましては、児童生徒の状況把握のため、登校日、家庭訪問、電話連絡等を実施いたします。

翌週からの2週間、6月1日から12日につきましては、分散登校により学校を再開いたします。

以後、6月15日からは通常登校とし、給食も実施いたします。

また、授業日数の確保のため、夏季休業は8月1日から16日まで、また、そのうち、8月3日から7日までを各学校での補習等、学習補充奨励期間といたします。

同様に、冬季休業は12月26日から1月4日までといたします。

次に、「感染拡大防止に向けた主な取組について」でございますが、換気の徹底や、マスクの着用、手洗い等の励行について指導してまいります。

また、発熱等の健康状態の把握や、自宅休養の徹底、学校行事の精選、開催方法の工夫、異学年交流の見直しを行います。

特別教室の利用を抑制し、使用する場合は、消毒を行います。

給食におきましては、配膳時の衛生管理の徹底を図ってまいります。

今後の、学校の臨時休業ルールといたしまして、児童生徒または教職員が感染した場合は、原則当該校を2週間の臨時休業とし、児童生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合は、原則当該児童生徒または教職員を2週間の自宅待機といたします。

また、共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒や、部活動の段階的実施、活動方法の工夫などでございます。

次のページをごらんください。「学校再開ガイドラインの策定について」でございますが、以下、ガイドラインに掲げる具体的な項目をお示ししております。

まず、「本市における段階的な学校再開について」でございますが、児童生徒ができるだけ早期に日常的な生活を取り戻し、安心して学校生活を過ごせるよう、段階的な分散登校等により学校を再開いたします。

「保健管理について」でございますが、家庭と連携して、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うとともに、手洗いや咳エチケット、マスクの使用、学校内の消毒、換気の徹底、学校医・学校薬剤師との連携を図ってまいります。また、児童生徒・教職員が感染した場合・濃厚接触者に特定された場合の措置について運用を定めております。

「児童生徒の心のケア」についてでございますが、児童生徒の指導及び支援体制の確認を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を理由とした差別・偏見は決して許されないという姿勢を示し、人権・個人情報への配慮について認識を共有します。また、学級担任等を中心とした個別相談・三者面談を実施するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、感染防止に関する児童生徒への指導を行ってまいります。

「教育活動」に関してでございますが、学校における感染リスクを可能な限り低減しつつ、段階的に教育活動を再開してまいります。また、当面の間、普通教室を基本とし、特別教室を使用するときはその都度消毒してまいります。

「教育課程編成」についてでございますが、実施可能な授業日数を見通した上で教育課程を編成することや、児童生徒の過度な負担とならないように配慮してまいります。

「学校行事等」についてでございますが、年間を通して実施する学校行事を精選し、実施に当たっては、開催時期・場所・時間・開催方法等に十分配慮してまいります。

「教職員」につきましては、教職員自身の健康にも配慮し、引き続き感染拡大防止の対応を実施いたします。

「部活動等」につきましては、当面の間、活動を休止いたしますが、6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開する方向で検討してまいります。

「学校施設開放」につきましては、当面の間、利用中止といたします。

「児童生徒の居場所及びわくわくプラザ」につきましては、分散登校期間において、やむを得ない事情がある場合には、児童生徒の見守りを実施いたします。

なお、ただいま説明いたしました「学校再開のガイドライン」につきましては、資料1として添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。また、資料2として、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校の臨時休業等の取組状況」を添付いたしました。前回御報告いたしました5月12日以降、昨日までの取組状況を追加いたしておりますので、後ほど御参照願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、市立学校の臨時休業措置につきましては、本年3月から3か月間もの長期にわたっております。感染状況は日々変化しておりますが、市立学校におきましては、感染症対策を徹底した上で、子ども達の健やかな学びとの両立を図りながら、段階的に教育活動を再開してまいります。学校教育ならではの「学び」を大切にしながら、児童生徒ができるだけ早期に日常的な生活を取り戻し、安心して学校生活を過ごせるよう、教育委員会といたしましても、各学校を最大限支援してまいりたいと考えております。

次に、「願意に対する教育委員会事務局の考え方について」を御説明いたしますので、請願第1

号資料をごらんください。願意に対する考え方については、先ほど御説明いたしましたガイドラインと重複するところがございます。

「1」の「学校再開にあたっては、休業中の子どもたちの心身の状況把握とケアを最優先」することに関しましては、学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応することが求められています。

本市ガイドラインの24ページにおきましても、学校再開後につきましては、まずは教職員が「すべての児童生徒が様々な不安を抱えている」との認識を深めた上で、児童生徒の相談に応じ、児童生徒の指導及び支援体制の確認を行うとともに、一人ひとりの児童生徒が改めて、前向きに学校生活に臨めるよう、全ての学校で学級担任等を中心とした個別相談または三者面談を実施することを各学校へ示しております。

また、具体的には、全ての児童生徒に対して、学級担任だけではなく、多くの教職員の目を通して観察し、情報共有を図るようにすること、アンケートを実施し、複数の教員でその分析を行い、児童生徒との個別相談や保護者面談、三者面談の機会を設定すること。面談後には、各学年等でその内容に関して情報共有を行い、児童生徒一人ひとりに対する指導や支援の在り方について検討の上、指導や支援を実施すること、計画的に相談の機会を設定するなどし、学級担任を中心に児童生徒一人ひとりと対話する機会を設定することを示しております。

次に、「2」の「無理のない日課・時程・教育課程を編成することを奨励すること」に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないと文科省通知に示されています。

また、本市ガイドライン31ページにおきましても、学習指導要領、「かわさき教育プラン」、学校教育目標を踏まえ、学習内容や身につけるべき資質・能力を適切に把握し、実施可能な授業日数等を見通した上で、教育課程を編成することや、児童・生徒の学習の実態把握に努め、状況に応じた学習を進められるように計画すること、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担も過重とならないように配慮することを各学校へ示しております。

具体的には、臨時休業期間の家庭学習と再開後の教育活動を効果的に連動させ、効率よく指導が行えるような工夫に取り組むとともに、臨時休業期間中の学習を取り戻すことにとらわれるあまり、児童生徒の負担が過重とならないように、全ての児童生徒に無理のない、長期的な指導計画を作成すること、それぞれの教育活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合するなどの工夫をすること、準備時間やドリル的な練習時間の軽減、教師の演示や家庭学習において実施できる事項の想定、ワークシートや副教材、ICT機器、デジタルコンテンツの活用などによる工夫のもと、授業展開の効率化を図る取組を示しております。

なお、現時点では、文部科学省から、学習内容の削減等の措置についての指示はないため、学習指導要領に定められた指導事項を削減することなく年間指導計画を調整するよう各学校へ示しております。また、教育課程編成届については、再度提出を求める予定であり、各校の状況を確認した上で、支援に努めていきたいと考えております。

次に、「3」の「休業期間中の家庭学習の状況や成果の評価」を「指導のための資料として活用すること」また、「評価には反映させない」ことに関しましては、臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習を課すなど、必要な措置を講じることが文部科学省より求められております。

本市といたしましては、各学校が適切に家庭学習を課すことができるよう、参考例を作成するとともに、インターネット等、ICTを活用した家庭学習について情報提供等を行うなど、川崎市総合教育センターからの通知を示し、支援を行ってまいりました。

評価につきましては、文部科学省通知において、指導計画等を踏まえて作成した家庭での学習課題について、担当教員がその学習状況や成果を確認した場合には、学校における学習評価に反映することができることと示されており、本市といたしましても、臨時休業中の家庭学習課題については、児童生徒の学習状況の把握に活用するとともに、適切に評価することが必要であること、学習成績に反映することについては、事前に児童生徒・保護者に対する十分な周知が必要であることを各学校へ示しております。

次に、「4」の「教育課程を編成するにあたっては、児童生徒の実態を踏まえ、教育課程・授業時数を工夫して編成すること」に関しましては、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることが求められています。

また、文部科学省通知において、教育課程の編成に関しては、学校全体として、地域の状況や児童生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うことを示されております。

本ガイドライン31ページにおきましても、学習指導要領、「かわさき教育プラン」、学校教育目標を踏まえ、学習内容や身につけるべき資質・能力を適切に把握し、実施可能な授業日数等を見通した上で、教育課程を編成することや、児童生徒の学習の実態把握に努め、状況に応じた学習を進められるように計画すること、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担も過重とならないように配慮することを各学校へ示しております。

なお、4ページ以降に、参照資料を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

最後に、「報告事項 No. 8」の資料1、「川崎市新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の冊子でございますが、1枚おめくりいただきまして、「市立学校の再開に向けた基本的な考え方」という項目がございます。その中の「2 今後の想定スケジュール」の4段目、「8月1日～8月16日 夏季休業」と書いてあるところで、「(うち8月3日(月)～8月7日(金)は各校での補習等、学校補充奨励期間)」と書いてありますが、これは訂正をお願いします。「学習補充奨励期間」です。「学校」ではなく、「『学習』補充奨励期間」として設けますということです。訂正のほうを併せてお願いします。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。



「報告事項 No.8」の説明と、併せて請願の願意に対する事務局の考え方としても説明をいただきました。

まず、「報告事項 No.8」のほうの学校再開のガイドラインのことが中心になると思いますが、そちらにおきましての御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

「学校再開ガイドライン」のまとめのほうをありがとうございました。

この学校の再開が発表されたときに、私も市長のお言葉などを読ませていただいたんですけど、保護者がいろいろ不安に思っていることを丁寧に市長のほうからお言葉として頂いていたので、これで安心された保護者さんもかなりいたんじゃないかなというふうに思っておりました。御配慮、感謝したいと思います。

私の子どもも今週分散登校がありまして、先週課題の提出で1回学校に行って、昨日も学校に分散登校で行ったりしたんですけど、正直、休校中そんなに学校のことはあんまり言ったりとかしなかったんですけど、うちの子どもたちは。でもやっぱり学校に行って先生たちと話したり、学校の空気に触れたら、やっぱりすごくうれしかったようで、非常に明るい顔をして帰ってきて、「やっぱり学校に行きたい」というふうに改めて言っておりました。

なので、子どもたちもすごく待ちに待った学校再開だと思いますので、いろいろ本当に大変だと思うんですけども、教育委員会、先生方、また保護者のほうも協力して、再開に向けて準備をしていければなというふうに思います。

今の、請願というか、この学校再開ガイドラインの細かい質問でもよろしいですか。

やっぱりこういう状況なので、先生方の負担が増えてしまうのはしょうがないかなというふうには思っているんですけど、心配しているところで、感染防止のための対策として、例えばお掃除ですとか、いろんな用具とか、教室とか、設備の消毒とかというのを、今のところ学校の先生たちがやるのかなというふうに思っていて、そこの負担はずっとそれを先生にお願いしているかというところは、読んでいてちょっと心配になったところです。また、保健ということなので、養護教諭の先生方が多分その陣頭指揮というか、リーダーとなって学校のことをやられると思うんですけども、やっぱりすごい負担と、重圧というのですかね、感染者を出してはいけないという重圧はすごく大きいものだと思うので、そのあたりの先生方への支援、人を増やすという支援とか、専門家の方に相談できるとか、そういう支援のほうの充実を、また別途検討していただきたいなと思います。

人手が多分とても必要になってくるという意味では、こういう感染防止の対策もそうですし、子どもたちの学習とか、いろいろな困りごとへの支援というのは、じゃあ今、現状の先生の人数だけで足りるのかというのは非常に疑問に思うところで、ただでさえ大変な先生たちにたくさん、これからいろんな負担というか、プラスのことが増えていくというところで、すぐに学校の先生を増やしてほしいという気持ちはすごくあるんですけど、お金的にも仕組み的にも難しいということであると、やっぱり地域とか保護者とかというところで、ボランティアですとか、たしか文科省のほうでも全国一律でそういう支援する人の人材の、何か募集なんかをしていると思うんですけど、そういう人が今度入ってくると、逆に入ってくることによる感染リスクとかも増えると思うので、そのあたりの対策はちょっと「再開ガイドライン」のほうにも書かれていない

て、私は読み聞かせもしているのですが、読み聞かせのところで言うと、例えば28ページの「校外の方への対応」というところで、状況に応じて延期または中止ということになっていると思うんですけど、やっぱり当面大変になって行く中で、学校外の人材を活用していくということも考えて、そのあたりの感染防止とか、分担とか、そういうところをまたプラスで検討していただいていただきたいなというふうに思います。

それから、感染者が出たときに、クラスで2週間お休みとか、学校全体が2週間閉鎖になるということで、その分また学習が遅れてしまうということが発生する可能性が高いわけなので、そのあたりの学習の遅れの取戻しをどうやって対応していくかということも、今後すごく大事になってくると思います。そこがちゃんとしていないと、保護者としては、学校の勉強、ちょっと調子悪そうでも、これで何かあったら2週間学校で勉強ができないとなっちゃうと、やっぱり安心して休ませることができなくなってしまうので、特に受験生とか、そういうお子さんはそういう気持ちが高くなると思うので、お休みしても安心して学習をその後取り戻せる。さっき請願者の方が、休んでいても大丈夫だよ、ちゃんと学校でみんなで勉強して取り戻せるんだよというようなお話があったと思うんですけど、そういう安心感がないと、これからのコロナと一緒にやっていく学校というものが成り立たないと思うので、そのあたりの対策をお願いしたいなと思いました。

1点、通級のほうが当面の間中止というふうに書いてあったんですけど、私、通級の関連のお母さん方とも交流があるので、やっぱり困り事、課題であるとか困り事を抱えているお子さんもいたり、再開後、学校のことをすごく心配されている親御さんも多いので、できれば通級も含め、こういう特別の配慮が必要なお子さんへの支援というのは引き続きやって、なるべく早く再開するなりしていただきたいなというふうに思います。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御要望と質問的な部分もあったと思うんですが、今、大きく4点ぐらいあったのかなと思うんですが、ガイドラインに示されているものとそうでないものがあると思いますけど、いかがでしょうか。

お願いします。

#### 【猫橋指導課担当課長】

それでは、まず教職員への支援、人員の補充等につきましては、2つ目の御要望にもありましたが、学習の支援ですね。例えば、外部指導者のことについても触れることとなりますが、まずは6月は段階的分散登校ということと、あと本格実施に向けて、まずはちょっと学校の教育活動を安定させる時期になるかなというふうに思いますので、まずは子どもたちの様子をしっかりと確認をする。状況を把握するといったところをまず各学校でやっていただくと。その中で、社会情勢だとか社会状況、あるいは地域の状況、子どもたちの状況を踏まえた上で、その後については、例えば保護者への協力依頼だとか、あるいはボランティアの補充とかについても徐々に考えていくことになるかなというふうに思っております。そこについても教育委員会としてもしっかりとバックアップしていくつもりでございます。

それとあと、感染者がもし学校の中に出て、余儀なく臨時休業になった場合の学習保証のこと

についてなんですが、その辺のところについても、しっかりと学習の課題の提供、それと感染拡大防止をしっかりとした上での回収、それとかICT学習の整備を行うなど、その辺のところをしっかりと学校の教職員と保護者、あと児童生徒がつながっているという、いつでもつながっているんだと、顔を合わせなくてもつながっているんだということもメッセージを送りながら、そういった学習保証については支援していこうというふうに考えているところでございます。これにつきましては、今こちらのほうも各学校のほうに具体的に示せるように、早急に今作成しているところでございます。

それとあと、通級への支援につきましては、特別な支援を必要とするお子さんにつきましては、各学校のほうでしっかりと状況把握をした上で、やっぱり不安感だとか、あるいは学習に対しての不安といったところ、それとあと生活への不安と、あと保護者とも連携を図りながら、教育委員会としても担当課のほうから、しっかりと支援ができるようにバックアップしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

高橋委員よろしいでしょうか。

**【高橋委員】**

はい。引き続きよろしく申し上げます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにいかがでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

3つございます。1つ目なんですけれども、ここに示されております今後のスケジュールの中で、夏季休業、それから冬季休業を合わせますと26日間ということなんですけど、短縮された分で全てをカバーできてはいないと思っているんですね。基本的な考えをお聞かせいただきたいんですけども、全部をカバーできてはおりませんので、その余った分、余った分というか、こぼれて落ちてしまう分ということに関してどう考えていくかというところを教えてくださいたいんです。これをほかの学年に順繰りにするとか、じゃあ小学校6年生はどうするんだとか、そこら辺の基本的な考え方を教えてください。

それから、2点目なんですけれども、順次再開していきます中に、給食実施のことが書かれておりますけれど、「配膳時の衛生管理の徹底」という言葉があったんですが、具体的にどんなことを子どもたちに留意をしたり、あるいは提供側として留意をしていくかということをやっともう少し教えていただきたいなと思います。

最後は、お願いになるんですけども、コロナ感染した子どもたちがもし出た場合なんですけれども、そういった子どもたちに対しての偏見とか差別が決して起こらないような指導をぜひ徹底していただけたらなということをお願いしたいと思います。

最初の2点に関してお願いいたします。

**【猫橋指導課担当課長】**

夏季休業、冬季休業等、短縮はしたものの、まだそれでも例えば授業日数だけを見ると、ガイドラインの33ページのほうに目安として書かせていただきましたが、そのことを踏まえて試算なんですけれども、大体88%ぐらいだろうというのがこちらの見立てなんですけれども、その中で、先ほど申しましたように、指導計画のもう一回各学校での練り直しといいますか、計画の見直しを図りながら、例えば授業の内容の工夫ですね。先ほど申しましたように、練習的な教材だとか、あるいは家庭学習のできる場所については家庭学習のほうでやっていただきながら授業のほうをカバーしていくという考え方。それとかあと、行事の精選とか、あと、やはり授業の内容によっては精選せざるを得ない活動内容もございます。特に保健体育だとか、例えば中学校でいう家庭科だとか、その辺のところについてはかなり制限がかかるのかなというふうに思われます。そこら辺のところについては、指導計画をもう一度ちょっと練り直した上で、その辺のところを学習を進めていくという考え方でございます。

それと、あと給食実施につきましては、ガイドラインにも書いてありますように、飛沫感染のところなんですけれども、それを防止できるように、28ページにお示ししておりますが、例えば「会食」と書いてあるところなんですけれども、「机を向かい合わせにしない」とか、あと「会話は控えるなどの指導をする」とか、あと一度配膳したものは食缶に戻させないようにするとか、あと「『いただきます。』をしてからマスクを外させる」とかいったところですね。細かいところなんですけれども、こちらのほうの指導を徹底するといったところになるかというふうに思います。そのためにも、段階的な登校期間を設けておりますので、特に第2段階における、言わば40人以下の学級に通常のほうに人数に戻すに当たって、給食の配膳の方法だとか、給食の方法について、食の方法について、しっかりと学校のほうで指導していくということは示しているところでございます。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

給食のほうについて、健康給食推進室からは補足がありますか。

**【鈴木健康給食推進室長】**

ガイドライン28ページに細かく書かせていただいておりますけれども、まずは給食の配膳のときに非常に感染のリスクが高いのかなと思っておりますので、配膳に関しては、特に体調の悪いお子さんがいた場合には代わるとか、そういった対応も必要ですし、あと配膳中、1メートルぐらい空けて配膳するとか、そういった形での対応をしていくような、あとは給食中も教室の窓を開けていくとか、そういった対応をさせていただきたいと思っております。

また、配膳台につきましても、ここに書かせていただいておりますが、衛生管理の面からも、次亜塩素酸ナトリウム、これによって拭いていくとか、そういったことも対応していきたいなというふうに学校のほうにお願いしたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【岩切委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

中村委員。

**【中村委員】**

2点お伺いしたいと思います。

1点目は、ガイドラインの位置づけですけれども、ガイドラインということは方向性ということであって、基本的には、請願の「4」にも書いてあったように、各学校が考えていくということでもよろしいですね。やはり子どもたちのことは各学校の先生方が一番分かっているわけですから、学校にまずは任せるといことがとても大事で、ただ、任せっ放しにしてしまうといろいろ難しい問題があるでしょうから、ガイドラインが示されていると。そのガイドラインに基づいて各学校が考えていろいろやったとしても、いろいろ難しいことがあるかもしれませんよね。そのときに教育委員会がいろいろサポートするスタンスという理解でよろしいですか。それから、サポートする場合には、やはり学校から意見を言いやすい雰囲気とか、「こういうところを助けてください」ということを言えるような仕組みが必要だと思うのですけれども、その辺をどうされていくのかというのが1点目です。

2点目については、初任者研修とか初任者についてのことをお伺いしたいと思います。1番のところで、チーム学校的な取組をしていくなど書かれていて、とてもすばらしいと思いました。まずは学校の担任の先生が面談とかをするけれども、その担任の先生に任せないで、いろんな人と協力しながらやっていくという、そういう考え方はとてもいいと思うのですけれども、私は教員養成をしているものですから、今年卒業した学生などともいろいろ話す機会があり、川崎に限らず、どこも初任者研修がなかなかできていないということで、すごい不安を覚えている先生方が多いですね、新しい方が。そういう方々をやはりサポートしてあげないと、ただでさえ初任者の人というのは難しいと思うので、その辺の研修の在り方というのはどうなっているのかとか、サポートの仕方について教えていただけないでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

2点ございました。まず学校の支援体制のことをお願いします。

**【猫橋指導課担当課長】**

まず、最初の質問についてでございますが、各学校への支援につきまして、このコロナ対策がもう始まる前から、川崎市教育委員会としましては、もうご存じのように、各区に教育担当がございまして、そこには担当課長を含み、専門職の指導主事が2名から3名、あと、他機関への相談内容のつなぎをするというふうなSSWを1名ないしは2名配置、それとあと学校運営推進嘱託員という形で、主に学校の校長のOBを配置いたしまして、学校の運営支援に努めているとこ

ろでございます。このコロナの対策をもう3月から始めるに当たって、学校を訪問したり、あるいは学校からの相談を日常から受けておりました、今回の学校再開につきましても、各学校のほうからガイドラインのことについてだとか、あるいは各学校が「このようにしてやろうとしているんだけどどうでしょうか」というような、そういうような問合せも今頻繁に入ってきております。そこについては、しっかりと市の方針を踏まえた上で、各校の教員担当のほうで丁寧に適切に回答しているところでございます。学校が6月仮に始まったとしましても、しっかりと学校のほうを支援していくということで、例えば学校訪問だとか、あるいは学校のほうで今困っていることがあれば、すぐに教育担当が窓口となって、教育委員会全体がバックアップできるような支援体制を今しっかりと整えているところでございます。

1つ目の質問は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

続いて初任研のほうはカリキュラムセンターの課長から、お願いします。

#### 【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

ただいま初任者研修は、やはり行えてない状況でございます。それでもやはり初任者に何らかの研修は行っていきたいというふうには考えておりますので、今、オンラインを使った研修を計画して、そちらに研修内容を移行しようと思っております。例えばYouTubeで研修内容を伝えるとか、今週の木曜日には高等学校のほうなんですけど、Zoomを使って、そこでセンターと学校で初任者と指導主事がつながって、そこで話し合いをするような研修のやり方というのを今探っているところでございます。やはり学校を再開して学校が軌道に乗るまでは、初任者の先生方も学校にいていただいて、子どもたちのつながりをまず大事にしていきたいなと、また、学校の先生方とのつながりも大事にしていきたいなというふうに思っておりますので、その間、そういった形で研修の在り方を探りながら、学校が軌道に乗ったときには、初任者同士のつながりが非常に大事だというふうに考えておりますので、研修を実施していきたいなというふうに考えております。

また、初任者のそういったサポート体制のほうは、先ほど猫橋担当課長のほうからもありましたとおり、区の教育担当が学校を巡回しておりますので、そういったところで初任者に寄り添って研修を続けてまいりたいなというふうに、探っていきたいなというふうに考えております。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

#### 【中村委員】

いろいろ御検討頂いているようでありがとうございます。

それで、学校とか回っていらしたときに、いい事例もいっぱい見つかると思うんですね。川崎の先生方はとっても熱心な方がいっぱいいらっしゃるの、いいことをたくさんしてくださると思うのです。そういうのをほかの学校とかにも伝えていただくとありがたいと思います。

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかには御質問等いかがですか。

石井委員どうぞ。

**【石井委員】**

3点お願いします。

1点目は、分散登校で再開後にアンケート等を実施して様々な把握をするということが書かれていまして、非常に大切なことだと思いますので、ぜひアンケートの対象者に添った形でお願いをしたいというふうに思います。例えば、川崎は外国籍の児童もたくさんおりますので、理想は多言語によるアンケートですけれども、それが難しいということであれば、できるだけ平易な日本語による、学年であるとか、その年齢に合った形で実施をされるというのがやっぱり大切なことだと思います。

それから、アンケート結果の分析もできるだけ早く行って、そして、その中身から、この再開後のいろいろな学校での施策の中に一つでも早く反映できて、それがやっぱり形となるというのは非常に大切だと思いますね。ですから、そういったことを念頭にぜひ実施をしていただきたいと思います。それと、やっぱりこういったものは本人も含めて学年が小さいからということではなくて、やっぱりフィードバックが非常に大切だと思いますので、それもぜひ念頭に置いて実施をして、できるだけ子どもたちが本当に早く正常に戻るように手助けをしてあげてもらいたいなと思います。

それから2つ目は、8月1日から16日間の夏季休業のうちに、「学習補充奨励期間」というふうな、これはいわゆる補習ということなんでしょうかね、対象は希望する生徒なんでしょうか。それとも半ば強制的というか、受験が近い年代が中心になるとか、その辺はどうなのでしょうかなというものが2つ目です。

3つ目は、「通学路の安全確保」ということがこちらにも書かれておりまして、スクールガードリーダーですとか、いろいろ地域交通安全員の方、あるいは学校安全ボランティアの方との連携で、通学路の安全確保ということがこちらにも出ていますけれども、非常に大切なことだと思っています。通常の学期とは違いまして、時間帯も分散登校で違ったりとか、今までの、朝来て午後下校するというのではないので、とりわけやっぱりこの2週間、3週間、最初の頃というのはやっぱり慣れるのも非常に大変だと思いますし、みんな喜んで来るとなかなか交通ルールを守らなかったりとか、車のほうも、今まで子どもたちがいなかった道路が突然1日からやっぱり増えてくるとなると、結構双方にとって危険が増しますので、そういったところの見守りであるとか、地域がやっぱり関心を持って子どもたちの安全を確保するというのは非常に大切なことだと思います。学校のいろいろな授業とか生活がきちっと行えるのは、やっぱりけがをしたりとか、事故に遭ったりしたら全く不可能になってしまうので、ぜひ通学路の安全確保というところは重視していただければというふうに思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

3点ございました。まずアンケートの扱いについてお願いします。

**【猫橋指導課担当課長】**

はい。アンケートの扱いなんですけれども、まず、児童生徒が、例えば臨時休業期間中にどんな生活を送っていたのか、どんな思いで生活を送っていたのかという、何か困ったこととか、あるいはちょっと悩んでいることとかを、それをアンケート項目に入れたり、あるいは今後の学習に対する例えば何か不安なこととか、あるいは生活面で不安なこととか、あるいは家庭において保護者との親との関係だとか、いろいろもろもろのことがあると思いますが、その辺のところを各学校の状況に応じて実施するように今示しているところです。そのサンプルみたいなものも一応市教委のほうからも各学校のほうに示しているところがございます。

それで、そのことを今、石井委員のほうからフィードバックがすごく重要だということは御示唆頂きましたので、そのとおりだと思います。その辺のところを必ず教育委員会としてもフィードバックしたものを何らかの形で学校のほうに返していこうというふうに考えているところがございます。

あと、外国籍のお子さんにつきましては、やはり多言語の対応ということになりますが、できるだけ保護者に配る文書、通知だとか案内だとか、あとお子さんもそうなんですけれども、翻訳のほうの対応も今しておりますので、できるだけそちらのほうも活用を最大限するということと、あと、昨年度から「ポケトーク」という、すぐに日本語で言えば外国語が出てきて、外国語で言えば日本語が出てくるような機能をつける「ポケトーク」も各学校のほうに必要な分だけ配付しておりますので、お子さんや保護者に対応する際に学校のほうでも活用しているというふうに聞いておりますので、そちらのほうも活用していくようにという形でお示ししたいというふうに考えております。

1つ目は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

あとは、補習の対象ですね。

**【猫橋指導課担当課長】**

8月1日から16日までを夏季休業期間中で、その後8月3日から7日までを「補習等、学習奨励期間」というふうにしているところなんですけど、考え方といたしましては、対象の児童生徒につきましては、基本、希望する児童生徒になりますが、例えば、学校のほうで学習にちょっとつまずきがある児童生徒を把握した中で、しっかりと保護者しっかりとサポートを取りながら声をかけて、本人、保護者同意の下、学校のほうに来ていただいて学習支援をします。もちろん勉強を教えたり、あるいは勉強の仕方を示唆したりというような、それぞれの学校の状況に応じた、お子さんの状況に応じた対応をしていただく期間というふうに捉えていただければというふうに思っております。

**【小田嶋教育長】**

3点目は通学路の安全なので、学校教育部長、お願いします。

**【森学校教育部長】**

通学路の安全対策ということでご質問頂きますありがとうございます。



通常と確かに時間帯も違う、また環境も変わっているという状況でございます。各学校の地域交通安全員ですとか、スクールガードリーダーとか、そちらの配置につきましても、今回、弾力的な運用をするように認めておりますので、事故のないように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

#### 【岡田委員】

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、とてもいいものができたというふうに思います。ぜひこれを進めていっていただきたいのと同時に、これはスタートであって、さらに状況が変化する可能性がありますので、そこで何よりも教育格差を生まないという共通理解をみんなで持った上で、川崎の子どもたち、教育に対して私たちが責任を取っていくんだというこの意識をもう一度確認して、先ほどワンチームというのが出てきましたので、本当にワンチームで行きたいなというふうに思います。

さらに、ぜひ「かわさき教育プラン」が、今回のことを踏まえてさらに充実していくというか、それがしっかり裏打ちされるようなものにならないと、基本で定めたものが今回のことで何か変わってしまうというのはやっぱり駄目だというふうに思いますので、その意味で、さらに超えなくちゃいけないことも出てくるはずですので、それは次のプランにも入るとは思うんですが、ぜひ川崎モデルのような、横浜とは違う、相模原とは違う、県とは違う、川崎の子どもたちに正対したときに出てくるような「かわさき教育プラン」というのをみんなで進めていきたいなというふうに思います。

請願者の方がお示しくださった、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、それからこれにはもう一つ別紙資料が付いていたというふうに思いますので、これはもう大前提ですので、ここがしっかり守られないといけないということですので、請願者のおっしゃるとおりで、ここを踏まえていくということだというふうに思うんです。そのとき、例えば「ネガティブ・ケイパビリティ」というような、答えの出ない事態に耐える力が子どもたちには培われているんだという、肯定的に子どもたちを見ていく視点というんでしょうかね、足らないところを補うということよりは、このことによってどんなことが育っているのかというのが必要ですし、そのためにはいわゆる「エンパシー」という肯定的な共感、肯定的な感情移入が大前提になるというふうに思うんです。その意味で、企業の管理職の方々によく言われている「インテグリティ」という言葉があって、これは「誠実さ」「真摯さ」なんです。それはイコール信頼ということにつながりますので、教員が本来持っているものだと私は思うんです。だからこそ、この「インテグリティ」を教員が子どもたちと最初に出会ったとき、しっかり発揮して信頼関係を培っていくことなしには先に進まないんじゃないかなというふうに思っています。

さて、そこで、それぞれの委員の方々から、例えば給食のことに関してだとか、登下校のこと

についても既に御質問が出ておりますので、私のちょっとした経験で、例えばZ o o mの中でチャットを使う授業を始めたら、今までの対面とは違う授業の在り方が見えてきたんですね、私に。そうすると、これ一つ教えてほしいんですが、新聞記事でしか私は理解できてないんですが、ICT教育に関してタブレットを、川崎の、神奈川のようなところは7月までに全生徒に配付する方向で国は動いているというか、配付する方向だということを新聞記事でしか読んでないんですが、具体的に何か川崎のほうに連絡とか通知が来ていたら教えていただきたいというふうに思います。

**【小田嶋教育長】**

教育政策室長からでいいですか。

**【田中教育政策室長】**

タブレットを配りなさいというような指示は来ていないのですが、家庭の通信環境が今問題になっておりますので、家庭の通信環境の調査を出すようにということと、併せて国のほうでは7月中ぐらいにオンライン授業ができるようにという、家庭の通信環境も含めて、方針だということはお聞きしていて、それはもう既に国の補正予算には乗せられているのですが、ちょっとそのスキームに乗れるかどうかというところを、今、川崎市としては検討している状況です。

**【岡田委員】**

ぜひ乗っていただきたいというか、できるだけ早く、例えば給食で、対面でできなくても、場合によってはチャットを使うと、一人が全員とコミュニケーションできちゃうということも可能になるんですね。たまたま一例です。ただちょっと異様です。給食食べながらチャットをやっているというのは異様なので、すぐそれが実現ということではないんですけども。

このときもう一つ大事なのが、教員側がICT、特にタブレットを使う授業に対してのスキルとか、それをやっぱりしっかり教育委員会がバックアップしていかないと、先ほど言った教育格差というふうに、教員間の差が出てしまいますといけないなというふうに思います。

もう一つ、これはお願いですが、相談週間を設けられるってすごくいいなというふうに思います。保護者の方も交えた三者面談も行うというのはすごくいいと思います。ぜひこれをその場だけにしないで、何か校長先生の学校だよりでも何でもいいですから、ぜひ地域住民というか、全保護者に返して行って、できるだけ安心してみんなで作っていけるようにしていただきたいと思いますし、例えばですけど、アンケートを実施すると先ほどありましたけれども、「かわさき共生\*教育プログラム」に係るアンケートを既に1年生以外はやっていますので、ここでもう一度すると、実は何が育っているとか、何が今集団として足りないかというのが見えてくるはずなんですね。そうするとそういうしっかりしたアセスメントを基にしながら対応していくというのがいいですし、川崎はさらに「キャリア在り方生き方教育」というのが、しっかりしたものがありますので、そこにどう位置づけていくのかということもとても大切な視点なんじゃないかなというふうに思いました。

元に戻ります。すごくいいプランができていて、ガイドラインもできているので、ここからいよいよスタートしていくので、さらに状況の変化に合わせて進めていくのが大事なんじゃないかなと思います。そうすることによって、請願者の方の訴えに対して一つひとつ応えていくことにも

なるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

すみません、時間がない中。2つあります。

まず1つは、先ほどちょっと言い忘れたんですけど、文科省からのいろんな通知ですとか、それから川崎市から出た「学校再開ガイドライン」を読んで、大人目線だと、やっぱり感染が広がらないのがとにかく大事、子どもの命が大事、健康が大事ということで、感染しないことがすごく大事になってくるじゃないですか。正直、これを見て自分が子どもでこのとおり学校がやられたら、すごくつまらないと思います、はっきり言うと。お友達とおしゃべりもできないですし、うちの子は給食大好きなので、「給食のおかわりできないのかな」とまず言いましたし、やっぱり学校のほうもこういうふうに出てしまうと、良くも悪くも先生方が、衛生とか感染しないということ、さっき岡田先生が「誠実」、「真摯」と言われましたけど、そっち方面ばかりに「誠実さ」と「真摯さ」を発揮されてしまうと、学校としてすごく窮屈で、子どもたちにとって苦しいものになってしまうと思うので、そこはそういうふうにならないようにとにかく気をつけていただくというのと、それはたぶん学校の先生じゃなくて親もそうで、やっぱりいろんな家庭、親御さんがいらっしゃるし、「絶対感染させたくない」「もう怖過ぎて学校に行かせたくない」という親御さんもいれば、「もっと早く学校に行って子どもたち同士で楽しく勉強させたい」という親御さんもいらっしゃるし、いろいろいらっしゃるの分かりますけど、やっぱり大人のほうが学校をもっとおらかな目で、寛容な目で見て、何が子どもにとって全体として必要なことなのかということバランスよく見て、学校はどうあるべきかというのをみんなで共有できればいいなという、そこがすごく大事ななと思います。

それから、本当に誰も、大人も子どもも体験したことがない中、全部が全部完璧にうまくいくということではなくて、「教室はまちがうところだ」という有名な本がありますけど、私、これは、先生とか学校の仕組みも間違ってもいいと思っていて、なぜなら先生も人間だし、学校は人間がつくっているところだから、だから今と全然違ういろんな授業の仕方とかというのを試行錯誤で、先生たちも間違えることを恐れないでやっていいんだよ、というところを、さっき中村先生が教育委員会からどういう支援とか相談がありますかというお話をされたと思うんですけど、そういうときに、新しい取組とか、新しい考えをぜひ背中を押すような、「いや、それはちょっと間違えると困るんで」とか、「いや、ほかと違うんで」じゃなくて、「じゃあちょっと新しいのをどうやったらできるでしょうね」「うまくいったら皆さんで共有していきましょう」という、そういう前向きな取上げ方で背中を押してくださるような支援をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、請願事項のところの「3」に、家庭学習を評定に反映させないように、というようお願いが書かれていると思うんですけど、一保護者として、正直私は、あまり学校の課題に縛られないで、子どもがほかにやりたいことがあればほかのお絵描きをやらせたりとか、家庭

のお手伝いをしたり、それも全部学びになるというような目線で何とか3か月過ごしてはきたんですけれど、さっきどなたかが、やらなかったら駄目というのではなく、そういう気持ちになってはよくないよ、というお話があって、岡田先生も、大変な状況を困難を乗り越えたことを前向きに共有・共感する、ということで、やったことをやっぱり子ども自体、勉強をすごく頑張った子もいれば、おうちのお手伝いを頑張ったり、学校の課題も頑張った子はそれなりに評価をするし、学校以外のことで頑張ったことも評価するような仕組みというか、そういう視点を学校に取り入れていただくということが大事なのかなと思います。とはいっても、やっぱり受験生とか、いわゆる評定というものですかね、そういうものを仕組み的にやらないといけないという制約もある中で、たしか家庭とか児童生徒に、ここは評価になるからちゃんと頑張ろうね、というようなことが明示されていれば、その評定に入るというか、評価に入れるということは、プラスの意味で評価していくというのはありなのかなというふうには思っています。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

請願の取扱いについての内容も含まれているので、今のことに対する部分は、またこの後に深めていきたいと思います。

報告事項 No. 8 についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず報告事項 No. 8 については承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項 No. 8 は承認といたします。

続きまして、請願第1号に関する取扱いについて決定してまいりたいと思いますので、今、高橋委員からあったことも含めてですが、委員から御意見をお伺いしたいと思います。

今の評価・評定に関する部分で、カリキュラムセンターのほうから、先ほども説明していただいています、考え方をもう一度確認させていただければと思います。

**【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】**

家庭学習の評価については、やはりしっかりと指導計画に基づいて家庭学習がなされていたかどうかということが大切だと思います。その上で、当該の教員がしっかりそのことを確認できるということも併せて大事な視点だと思います。確認の方法は、例えば成果物をしっかり見たりとか、電話によって聞き取ったりということもございますが、やはり学校再開後に対面によって子どもたちが本当にできているのかどうなのかということを確認することが非常に大事ななというふうに思っております。また、それと同時に、そのことを評価に反映させるということが本人及び保護者が事前に知らされていて、こういったことが評価に反映されますよ、ということが事前にあった場合には評価に反映することができるというふうに考えております。

また、評定については、先生が指導したことによって、子どもたちが、学びが深まったとか、そういうところが評定に反映させられると考えておりますので、評価に反映させられるというこ

とは評定にも反映させる部分があるのかなというふうに今は考えております。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

新学習指導要領になって、本当はこの4月からスタートということで、まだスタートできてない状況だと思うんですけど、「資質・能力」の考え方で「三つの柱」が示された中の1つの、「学びに向かう力」というのがありますよね。その部分については家庭学習の成果だとか状況を扱う中で、どういうふうに学びに向かっていたかというのは、やはり評価されるべき部分でもあるのかなというふうに思いますが、そういう考え方でよろしいですか。

**【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】**

そういう考え方でいいとは思いますが。ただ、「学びに向かう力」が育てば、やはり「知識・技能」や、「思考・判断・表現」も育っている、その中で「学びに向かう力」も育っているというふうに思いますので、子どもたちのこういった学習状況をしっかり把握するという事は、そういった上でも大事ななというふうに考えております。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

では、ほかに、ほかの観点から請願の取扱いについての御意見いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

今の「学びに向かう力」ですけれども、先ほど高橋委員がおっしゃったように、単にいわゆるお勉強の学びだけではなくて、川崎市ではないのですけれども、うちの近くであれば地域のお掃除をする、地域で活動をするということも学びの一つとして指定されていたように思うのですね。そういう今だからこそできる学びとか、今だからこそ頑張ったこととか、そういうものも「学びに向かう力」というふうに考えていく必要があるのかなということの一つ思いました。

それから、そういうことをこの教育委員会のこの部屋の中だけで共有していてもしょうがないのであって、学校とか保護者の方にどんどん発信していくということが大事なのかなと思っています。この請願をくださった方もいろいろ心配をしてくださったから請願してくださったと思うのです。多くの方は教育委員会がやっていることが、こういうガイドラインをつくったりするのは大変ですし、実際にはいろいろやってくださっていると思うんですけども、見えにくいわけですね。それを「見える化」していく。「見える化」することによって、いろんな人の応援をしてもらえるとしますので、その辺を大事にさせていただけるとありがたいなと思いました。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

もう一つ、請願事項の「2」の「未履修事項」の部分ですが、先ほど説明にもあったかと思えます。これは文部科学省の考え方としては、学習内容の削減等の措置については、今のところ言

及されていないということによろしいですか。

#### 【猫橋指導課担当課長】

5月15日付けの文科省の通知によりますと、「次年度以降を見通した教育課程編成」というふうに、そういった項目がございまして、ただ、その辺の中では「未履修事項」については特に触れられてはいないんですが、ただ、各学校において本年度指導を計画している内容について、学年内に指導が終えられるよう努めても、なお、その後臨時休業とか分散登校の長期化などによって指導が終えることが難しい場合には、次年度への、要するに計画の次年度に移して教育課程を編成するというふうにもなっておりますので、今のところ6月再開に当たって、本教育委員会としましては、この辺のところの「未履修事項」については、各学年単年度で履修していただくというふうには示しているところでございます。

#### 【小田嶋教育長】

結果的に次の学年に回ることもあり得るけれど、今ある計画の中で「未履修事項」をなくすように計画してほしいということですね。またあと小学校6年生、中学校3年については、やっぱりそこは何とか終わるように工夫しなくてはいけないのかなというふうに思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは、今までの審議を踏まえまして、請願の取扱いを決定してまいりたいと思います。

請願事項1から4につきましての本市の考え方につきましては、先ほどから説明もありました「学校再開ガイドライン」の「4」のところですね。「児童生徒の心のケア等に関すること」、あと「6 教育課程編成に関すること」にお示ししているとおりでございまして、おおむね願意に沿ったものであるというふうに考えられます。

しかしながら、請願事項、今確認しました「2」にあります「開校後の年間行事計画、日程・時程を決めるに関しては『未履修事項をなくす』ことにとらわれず」という部分につきましては、今、説明がありましたように、現時点では文部科学省から学習内容の削減等の措置についての指示がないということで、学習指導要領に定められた指導事項を削減することなく、年間指導計画を調整するように各学校に示しているというところでございます。

あと、請願事項の「3」にございます、先ほどの評価、評定の部分でございますが、これは文部科学省の通知におきまして、先ほどもありましたように、指導計画等を踏まえて作成した過程での学習活動について、学校のほうからその学習状況や成果を確認できた場合には、学校における学習評価に反映することができるというふうに示されておまして、本市といたしましても、臨時休業中の家庭学習課題については、先ほど説明がありましたように、児童生徒の学習状況の把握に活用していくということで、事前に児童生徒・保護者に十分な周知をした上で評価できる部分は評価すると。結果的にそれが評定につながっていくこともあり得るということ、そういう考えでございます。

以上のことから考えますと、本請願の取扱いといたしましては、願意につきましてはもう十分踏まえた上で、ガイドラインに重なる部分もたくさんございますが、今言いましたような、一部ですが願意に沿うことができない部分もありますので、扱いといたしましては不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 9 報告事項 I

報告事項 No. 3 請願第 2 号（貴委員会が『高校日本史 A（実教・日 A 3 0 2・3 0 9）』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項の I に戻ります。

次に、「報告事項 No. 3 請願第 2 号（貴委員会が『高校日本史 A（実教・日 A 3 0 2・3 0 9）』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第 2 号読上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議頂きたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告がありました、請願第 2 号の取扱いにつきましては、今後審議していくということとよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については 10 分程度とということはいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

## 報告事項 No. 4 令和2年第1回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和2年第1回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 4 令和2年第1回市議会定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料をごらんください。

表紙をおめくりいただき、資料の1ページをごらんください。「令和2年第1回市議会定例会議案概要及び会議結果」でございますが、こちらは令和2年2月17日から3月23日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧となっております。このうち、教育委員会関係の議案といたしましては、1ページから3ページにおいて四角で囲って示しておりますが、議案「第6号」の「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」のほか3議案でございます。3月19日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案につきましても、原案のとおり可決及び同意されたものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。「令和2年第1回市議会定例会 代表質問発言者および発言要旨」についてでございます。代表質問は3月2日、3日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問について、要旨を一覧にしたものでございます。このうち教育委員会事務局に対する質問を着色しております。自民党からの質問といたしましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」、「拉致問題解決に向けた取組について」、「鷺沼駅周辺再編整備について」などの質問がございました。このほか5ページから8ページまでは、それぞれ共産党、公明党、みらいの順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、9ページをごらんください。「令和2年第1回市議会定例会 予算審査特別委員会 発言一覧」についてでございます。資料は、予算審査特別委員会の開催日ごとに会派名、委員名と質問要旨を記載した一覧となっております。予算審査特別委員会につきましては、3月9日から3月12日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対しましては37の質問がございました。

なお、これらの質問や答弁につきましては、川崎市議会のホームページ上において当日の会議録が公開されております。

以上をもちまして、令和2年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。



**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

本件は、令和2年第1回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No.4は承認といたします。

**報告事項 No.5 市議会請願・陳情審査状況について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No.5 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【榎本庶務課長】**

それでは、「報告事項No.5 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料を1枚表紙をおめくりいただきまして1ページをごらん願います。「令和元年度市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

今回は、前回御報告をいたしました令和2年1月28日開催の教育委員会定例会以降におきまして、文教委員会に付託、審査された請願・陳情について御報告申し上げます。

はじめに、ページ中段の「請願第5号 川崎市の図書館の振興にかかわる請願」についてでございますが、こちらは2月14日に審査が行われました。審査の結果でございますが、委員からは「市民館・図書館は非常に重要な施設で、十分な議論が必要であり、今後の本会議における一般質問等で、議論の場を確保するべきである」などの意見があり、不採択となりました。

次に、「陳情第25号 川崎市立橘高等学校屋外グラウンドの人工芝生化に関する陳情」でございますが、こちらは1月30日に審査が行われました。審査の結果でございますが、委員からは「人工芝生化は、都心部の中で学校と住宅が共存するという意味で必要と考えるが、一方で予算等について研究が必要である」などの意見があり、趣旨採択となりました。

次に、「陳情第39号 定時制教育を充実させるための陳情」でございますが、こちらは1月30日及び2月13日に審査が行われました。審査の結果でございますが、委員からは「夜間部において大幅な定員割れをしていること、川崎高校の昼間部の需要が増加していること、経済的理由で夜間部へ通っている生徒がいないこと、このような状況を考えると、昼間部を増やし、夜間部を縮小することはやむを得ない」などの意見があり、不採択となりました。

なお、2ページから7ページまで、ただいま御説明しました請願・陳情の本文となっておりますので、後ほど御参照いただきたく存じます。また、川崎市議会のホームページ上で当日の会議録が公開されておりますので、併せて御案内申し上げます。

続きまして、「請願第13号 少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願」でございます。こちらは3月17日に提出され、同月19日に付託されました。8ページをごらん願います。こちらが請願書の本文となっております。請願の事項といたしましては、「1 国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで早期に実施するよう、国に対して意見書を提出すること。」「2 当面、市独自で、小学校3年生と中学校1年生を35人以下学級にすること。」「3 小学校英語の実施に当たっては、専科教員を加配すること。」となっております。本請願につきましては今後、文教委員会において審査される予定となっております。

以上で、「市議会請願・陳情審査状況について」の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 【小田嶋教育長】

本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.5は承認といたします。

何かお気づきの点がありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

### 報告事項 No.6 令和3年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

#### 【小田嶋教育長】

続きまして、「報告事項 No.6 令和3年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いたします。

#### 【濱野指導課担当課長】

よろしくお願いたします。それでは、「報告事項No.6 令和3年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」をごらんください。

説明に当たりましては、主な項目を中心に進めさせていただきます。

まず、「1」の「募集定員」をごらんください。募集定員につきましては120名、3学級分といたします。

次に、「2」の「志願資格」をごらんください。志願資格を有する者は、本人及びその保護者が

ともに川崎市内に住所を有している者といたします。ただし、現在市外に居住していても、4月1日までに川崎市内に転居を予定している者につきましては、教育長の承認を得ることで志願が可能となります。

次に、「3」の「志願手続」をごらんください。「(1) 志願の範囲」については、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めないことといたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。「4」の「検査方法」についてでございます。検査は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行います。また、「4」の「(2)」 「(3)」にございますとおり、海外からの移住者等を保護者とする志願者や、障害等のある志願者につきましては、あらかじめ必要な手続を行っていただき、教育長の承認を受け、適切な配慮を講じることといたします。

次に、「6」の「(1) 合否決定」についてでございますが、検査の結果と小学校が作成する調査書による総合的な選考により、上位120名を合格者と決定いたします。

次に、「8」の「入学手続」 「(3)」についてでございますが、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰上げ合格者を決定いたします。

説明は以上でございますが、県内にあります神奈川県立及び横浜市立の中高一貫教育校におきましても、本市と同じ2月3日に「検査」を実施することを補足いたします。また、このたびの臨時休業の影響における対応等につきましては、慎重に検討し、児童及び保護者へ丁寧に説明してまいりたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

何か質問等がございますか。よろしいでしょうか。

中村委員、どうぞ。

#### 【中村委員】

今、最後におっしゃった「臨時休業の影響における対応」というのは具体的にどういうことですか。

#### 【濱野指導課担当課長】

もともと附属中学校の適性検査につきましては、課題解決のための思考力、判断力、表現力など、学ぶ意欲や素養、適性を総合的、複合的に測っているものとして出題しておりますので、特にこの教科のこの知識という範囲ではございませんので、もともと出題範囲というものは決めておりません。ただし、今後の状況を踏まえまして、出題範囲につきましては十分に配慮して、小学生が習っていない部分が出ることをないようにしていきたいと思っております。また、小学校の調査書のほうにつきましても、小学校の学校のほうときちんと検討し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

**報告事項 No. 7 「学校における食に関する指導のてびき～小中9年間を通じた食育の推進を目指して～」について**

**【小田嶋教育長】**

続きまして、「報告事項 No. 7 『学校における食に関する指導のてびき～小中9年間を通じた食育の推進を目指して～』について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

それでは、「報告事項No. 7 『学校における食に関する指導のてびき～小中9年間を通じた食育の推進を目指して～』について」御説明いたします。

この「てびき」につきましては、これまでの「学校における食に関する指導プラン」を改訂したものでございます。

本日は、お手元のA 3判、報告事項No. 7資料の「概要版」に沿い、御説明いたしますので、ごらんください。

上の枠、「改訂の経過」でございますが、食育推進につきましては、平成17年に国が食育基本法を制定し、翌年、食育推進基本計画を示し、それらに基づき、県や市では食育推進計画を策定いたしました。また、平成20年の学習指導要領に食育が明記され、平成22年3月「食に関する指導の手引—第一次改訂版—」を文部科学省が策定するなど、子どもに対する食育につきましては、家庭を中心としつつ、学校でも積極的に取り組む流れとなりました。

教育委員会では、各学校における食育の取組が行われるよう、平成24年2月に「学校における食に関する指導プラン」の小学校版を、平成25年3月に中学校版を策定し、中学校版については平成28年11月に改訂を行いました。

「今回の改訂の目的」でございますが、平成29年度の中学校完全給食の実施に伴い、学校における「健康給食」の推進を進めるとともに、小中9年間を通じた食育を推進するために、これまで小学校版、中学校版と別冊になっていたものを1冊にまとめ、各校種の教職員が9年間を見据えた継続した指導を行えるよう、より活用しやすいものとして作成いたしました。また、文部科学省が平成31年3月「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」を策定しましたことから、その内容を教職員に分かりやすくするために、フロー図や指導事例を多く取り入れ、文部科学省の手引と併せて活用するものいたしました。

「てびき」は10の項目から構成しております。

それでは下の枠、「内容について」をごらんください。10の項目につきまして、順を追って御説明いたします。

「1 各法令等に係る食育の位置づけ」では、食育基本法、第3次神奈川県食育推進計画、第4期川崎市食育推進計画、第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」第2期実施計画の学校に関連する食育の部分を記載いたしました。

教育委員会では、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進してまいります。

「2 本市における学校給食のコンセプト『健康給食』」では、中学校完全給食の実施に当たり掲げました3つのコンセプト、「①とにかく『美味しい』」「②自然と『健康』になる」「③みんなが『大好きな』」、「健康給食」を小学校・特別支援学校にも位置づけ、それぞれの重点取組項目を記載いたしました。各学校におきましては、学校給食を「健康給食」として意識するとともに、学校給食を活用した9年間の継続した食育に取り組んでまいります。

「3 栄養教諭の関わりについて」では、栄養教諭の役割、栄養教諭を中核とした食育推進のPDCA、本市における栄養教諭を中核としたネットワークについて記載いたしました。本市では、小・中学校に配置している27名の栄養教諭を中心に、中学校区を拠点に、学校栄養職員や学校給食センターの指導主事も含めたネットワークをつくり、中学校の食育担当者の教員と連携して、中学校における食育の支援を進めております。

「4 学校における食育の取組」では、学習指導要領の改訂、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」の改訂の目的、学校における食育の取組の流れを記載いたしました。食に関する指導は、学校教育全体を通して、同じ視点・目標のもとに体系的・計画的に行われることが大切でございます。そのためには、校内に食育を推進する組織を設置し、食育を中心となって進める食育担当者を位置づけ、進める必要がございます。

「5 家庭・地域との連携」では、学校・家庭・地域における食に関する連携について、記載いたしました。児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践できるようになるためには、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど、家庭における取組の充実が必要であることから、学校・家庭・地域がどのような機会を活用して食に関する連携ができるのかについて示しました。

「6 食に関する指導の全体計画の作成」では、学校の「食に関する指導の目標」にもとづいた、食に関する指導に係る全体計画の作成の必要性と、その作成の手順・内容、小学校・中学校・特別支援学校の全体計画例も記載いたしました。全体計画につきましては、食に関する指導に当たっての基本的な計画であり、学校における食育を組織的・計画的に推進できるよう、学校内で全教職員が共通理解を図るために必要なものでございます。

「7 各教科等の時間における食に関する指導」では、健康・安全・食に関わる資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理すること等を記載いたしました。教科等における食に関する指導の実施におきましては、各教科等の特質によって食との関わりの程度が異なっていることに配慮する必要がございます。教科等にはそれぞれの目標や内容があり、児童生徒に当該教科等の目標や内容を身につけさせ、目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置づけ、意図的に指導することが重要となります。

「8 給食の時間における食に関する指導」では、給食の時間における指導は、給食指導と食に関する指導に分けられること、その指導の特質等について記載いたしました。給食指導では、準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得でき、食に関する指導では、給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴等を学習、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認等行うことができます。また、給食の時間における実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせ、家庭などでの実践につなげることは大切でございます。

「9 学校における食育の推進の評価」では、成果指標（アウトカム）と活動指標（アウトプット）の両方を設定し、総合的な評価につなげる食育の評価の基本的な考え方と実施方法を示し、評価から改善へについても記載いたしました。食育の推進に対する評価につきましては、子どもや子どもを取り巻く環境の変化の評価、成果指標（アウトカム）と、活動（実施）状況の評価、活動指標（アウトプット）とに分類でき、両方とも、次の食育計画の改善に必要なものです。この2つの指標を設定し、総合的な評価につなげ、次年度に向けての改善点を検討することが、学校における食育の推進につながります。

「10 各教科等における食に関する指導事例〈小学校・中学校〉」では、食育の視点を示すことにより、各教科等における食に関する指導に取り組めるよう、小学校と中学校の事例をより多く記載いたしました。内容につきましては、本市総合教育センターカリキュラムセンターの指導主事の協力を得て、作成や見直しを行いました。小学校では今年度から新しい学習指導要領が全面実施されたことから、それにもとづいた見直しとなっており、中学校では来年度からの全面実施であることから、現在の学習指導要領にもとづいた見直しとなっております。中学校につきましては、来年度、一部修正となる見込みでございます。

今後、この「てびき」につきましては、教育委員会のホームページや各学校の校務用パソコンからダウンロードして活用できるように掲載する予定でございます。また、小・中・特別支援学校の食育担当者が集まる会議におきましても、説明を行ってまいりたいと考えております。

今後、学校における食育の推進につきましては、現在行われている小中連携の取組や、栄養教諭等による学校間のネットワーク支援活動等を活用して、小学校から中学校にかけての体系的・計画的な食育推進がさらに図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ただいま概要版で説明していただきましたが、本編のほうは資料にございますが、大変ボリュームがあるようで、各委員には事前にお目通しいただいていると思います。何か御質問等はございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

#### 【石井委員】

1点だけよろしいでしょうか。

宗教上の理由だとか、あるいは体質であるとか、非常に細かく考えられて、いろんな献立とか

もつくられているんですけども、その辺の配慮というか、代替みたいなものは、どんなふうな対応をされているんでしょうか。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

給食の対応でよろしいでしょうか。

現在、給食の中では宗教的な理由で食べられないものが出てくる場合がございますが、食物アレルギーについての対応は行われているところですが、宗教の場合は除去食とか代替食とかというような対応はしておりません。ただ、やはり具体的な、献立表の中に食材も書いてあるのですが、例えばハンバーグなどの内容が、加工品を使っていたりする場合には詳しい内容というのが分かりにくいということがございますので、そういうアレルギーの方も含めて、宗教上の理由の方も含めて、詳細な内容が分かるようなものを学校を通じて各御家庭のほうに配らせていただいております。食べられる献立も中にはございますので、そこについては学校長と保護者、関係する職員と栄養教諭等も含めて面談をして、食べられる日の献立があったり、食べられないときは、じゃあどういふものを代わりに持ってきていただくか、というようなことを話し合っただけで進めさせていただいていることが現状でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか、石井委員。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

**【中村委員】**

「4」のところに、「食育担当者を位置づけることが必要」と書いてあり、食育はとても大切なことですので、位置づけるというなと思っているのですけれども、これは校務分掌に位置づけていくという感覚ですか。

あと、それから、今せっかくまとめてくださいましたのに、今年はコロナ禍で、「ただでさえ勉強が…」という感じになってしまいそうな気がするんですね。その中で、やっぱり食育は大事だと思いますので、何とか少しでも、せっかくまとめてくださったものに基づいて、いい食育ができるというかなと思っているのですけれども、その点はどうやって進めていかれる御予定でしょうか。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

まず1点目の食育担当者の位置づけなんですけど、特にこちらから必ず校務分掌の中というようなことは、お願いというのはしていないのですが、現状、調査が毎年、食育担当者のお名前をいただいたりとか、それから組織がありますか、ありませんか、みたいな調査を今年度もかけさせていただいて、今まとめているところなんですけど、やはり学校によってはきちんと校務分掌の中に位置づけている学校も多くありますので、そういうところは学校の体制にもよると思いますので、その辺は学校のほうにお願いしているというような状況になります。

あと1点、やはりコロナの関係で、来月の途中から給食が始まるのですが、今回は教科等に関連するような食育というのはなかなか難しいかな、とは考えているところです。ただ、給食時間

を使った食育というのは、やはりやっていくべきですし、毎日の積み重ねというところで、それについては、今回は衛生的なこともかなり指導を学級担任を含めて行っていただかなければいけない状況でございますので、しっかりと給食を通して衛生的なこと、それから例えば感染防止でどんなことをしていくのかというところを給食の時間を通して学んでいただいて、それを家庭や、それから外へ行ったときに、学んだことが実践に結びつくような、そういう食育に今年度はなってしまうかなと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

**【岡田教育長職務代理者】**

「学校における食に関する指導のてびき～小中9年間を通じた食育の推進を目指して～」ということで、これが促進されることを心から願っていますし、あと管理栄養士を養成して、国は医療費の削減を考えましたけれども、思うように行っていない、そうすると、実は管理栄養士資格を持った栄養教諭が食育をどうするかということが、実はそこにもつながって、国民の健康の大前提に関わっていくというふうになると思うんですね。そういった意味で、示されたものを踏まえた上で、まだ川崎市は栄養教諭の採用試験がなされていないということを踏まえて、既にそれをやっているところがありますので、そういったところも踏まえながら、ぜひ私は、最終的には教科化に持つていくための道筋を川崎でつくってほしいなというふうに思います。そういった意味で、各教科の学習指導要領と関連させた上で、食育指導として何ができるのかというのをぜひ示して行ってほしいなというふうに思いますし、学校に来る子どもたちの楽しみのかんりの部分がおいしい給食にありますので、子どもたちが目を輝かせて、おいしい給食を食べていくということが毎日繰り返されて、その上で食育を推進していくために、ぜひぜひこれを進めて行っていただきたいなというふうに思います。

残念ながら、学校給食に関する法令がまだ変わっていないので、栄養教諭が即採用という感じにはならないんですが、全国の様子を見ていくと、かなり採用が増えておりますので、ぜひぜひ進めて行っていただきたいなというふうに思います。その意味で、元に戻りますが、ここに書かれている、示されたものが、さらに教科化を目指していくぐらいの覇気を持って進んでいただくとありがたいなというふうに思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No.7について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>



【小田島教育長】

それでは、報告事項No. 7は承認いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

ここで、会議開始から2時間が経過しましたので、10分程度の休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、再開は16時35分といたします。それでは休憩といたします。

(16時25分 休憩)

(16時35分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

## 10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 9 令和元年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項 No. 9 令和元年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 9 令和元年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について」御説明申し上げますので、資料1をごらん願います。

令和元年度川崎市一般会計補正予算において計上しました繰越明許費につきまして、繰越額が確定しましたので、6月1日から始まります令和2年第4回市議会定例会において報告するもの

でございます。

それでは、教育費関係の内容について御説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

「13款 教育費」でございますが、はじめに「2項 小学校費」の「指導教材購入事業」につきまして、小学校教員用の改定教科書及び指導書の下巻の納品が、令和2年度になりますことから、3,635万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、「6項 社会教育費」の「文化財保護・啓発事業」につきまして、令和元年台風第19号により被災した市民ミュージアムに収蔵されていた考古資料について、引き続き応急処置と保存修理のほか、今後の活用に向けた整理を行うため、2,997万9,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」につきまして、地権者との調整により橘樹官衙遺跡群の土地購入の時期が延期となったほか、建物の復元整備について、国の審査に時間を要するなどの理由から、基本設計が遅れることとなったため、5,648万円を繰り越すものでございます。

続きまして、「教育文化会館・市民館施設補修事業」につきまして、麻生市民館・図書館の電話交換設備改修工事が入札不調となり、工期が遅れることとなったため、1,076万5,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、「図書館改修事業」につきまして、高津図書館万年塀改修工事が入札不調となり、工期が遅れることとなったため、597万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、「8項 教育施設整備費」の「義務教育施設整備事業」及び「高等学校施設整備事業」につきまして、国の補正予算の活用や国庫補助の認承増等により、令和2年度実施予定の事業を令和元年度3月補正予算で前倒して計上したもののほか、国における「GIGAスクール構想」の実現に向けた補正予算を活用して、高速大容量通信ネットワークの環境整備に係る経費を計上したものの、また、入札不調等により工期が遅れることとなったものなどにつきまして、203億77万円と1億211万円を合わせまして、204億288万円を繰り越すものでございます。

次に、11ページをお開き願います。資料2でございます「令和元年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について」をごらんください。

事故繰越し繰越額につきましても確定したことから、令和2年第4回市議会定例会において、報告するものでございます。

それでは、教育費関係の内容につきまして御説明申し上げますので、14ページをお開き願います。「13款 教育費」でございますが、「5項 特別支援教育費」の「通級指導教室運営事業費」につきまして、通級指導教室におけるタブレット端末等の購入について、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度中の納品が困難な状況となったため、1,247万4,550円を繰り越すものでございます。

報告事項No. 9の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等ございますでしょうか。

中村委員。

#### 【中村委員】

8ページの御説明のときに入札不調ということがいくつかあったんですけども、具体的にどういうことでしょうか。

【小田嶋教育長】

8ページの「図書館改修事業」のところですか。

【中村委員】

はい。あと、「教育文化会館」とか。

【桑原庶務課経理係長】

仕様の見直し等で、業者を集めて入札したところ、契約の金額だとか仕様に合わないというところで一旦、入札が成立しなかったということで、もう一回、年度内にやり直しなんですけれども、工期が年度をまたぐので、一旦、昨年度の金額をそのまま保持していた状態で翌年度に使用すると。

【中村委員】

これだけの仕事にこれだけのお金をかけてやるということですよ。それを入札するわけですけども、仕事量とお金のバランスが悪いと入札不調になるのかなと思ったんですけど、その辺はどうなんですか。

【桑原庶務課経理係長】

仕様につきましては、事前に業者とのやり取りの中で、お金とのバランスの説明はしているんですけども、実際に入札する際というか、そういったときには業者のどうしても競争になりますので、全ての業者にヒアリングをやっての予算の計上はできないので、競争する上でどうしても入札不調、もう一回入札をやりましょうといった形になってしまうというのが現状でございます。

【中村委員】

もう一回入札するのは全然いいと思うんですけども、また入札不調にならないような手立てというのは。

【榎本庶務課長】

やはり一番大事なのは現場での工事をきちんとやるということでございますので、そうは言っても業者の、やはり仕事というか、そういったものの、両方のバランスをとりながら、入札不調でそのままもう一回トライをするのではなくて、一旦、仕様の内容と現場での改修の内容と、業者への仕事とといいますか、バランスをもう一度見計らって、少し精査した上で、また入札をする。それには少し時間を、当然、短期計画でもないので、少し丁寧にやった上での入札となりますので、それで年度をちょっとまたぐ形になります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。  
石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

それって金額的な問題なんじゃないんですか、不調になったというのは。要は、我々が提示したのもよりも業者の側が、要するに額以上なので、要は予算上、出せないで、不調になったというのが通常という感じがするんですけど。仕事の内容であるとか工期とかという前に、応札してきたところに、私ならいくらでできますよというのが来るわけですよね。それが予算と合わないから不調ということじゃないんですか。

**【桑原庶務課経理係長】**

委員がおっしゃるのももちろんケースとしてはあるんですけども、やっぱり工事が学校と図書館で、委員がおっしゃるのもケースとしてはもちろんあるんですけども、どうしても現場の工事の内容だとか、体育館、バスケット、いろんなものに応じて入札不調の要因というのは必ずしも一つではないというふうに考えています。委員のおっしゃられるのは、ごもっともだと思います。

**【石井委員】**

たぶんそういう仕様書がありますよね、それぞれの。だから、そういった基準を満たしていなくて、金銭的にも簡単には折り合わないで不調になる、そういう応札者がいなかったから不調になる。それで再度、仕様書みたいなものが出てきて、ということになるんだと思うので、そうすると、そこの折り合いというのは、今、中村先生が言われたように、今後そこの折り合いがつくほどできるのかなという、ちょっと気がしましたけど。

**【桑原庶務課経理係長】**

入札不調の結果を踏まえて、一概に一つではないんですけども、施設、あとは改修の規模にも、もちろん大きなものも小さなものもあるので、そこは入札不調を受けて改めて工事の内容と、あとは、工事の内容といっても、やはり子どもたちが使ったりもするので、どこまでやるかというのを改めて見直して、バランスをとっております。

**【小田嶋教育長】**

いろいろ要素はあると思うんですけど、いずれにしても、今度の入札で不調にならないように、しっかりと精査してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 9について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 9は承認いたします。

## 1 1 議事事項 I

### 議案第 4 号 黒川地区小中学校新設工事の契約の変更について

#### 【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

なお、議案第 4 号及び議案第 5 号は令和 2 年第 4 回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは、「議案第 4 号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

#### 【新田教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「議案第 4 号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」御説明いたします。

先ほど申し上げられましたとおり、本件については令和 2 年第 4 回市議会定例会に議案として提案するものでございます。

お手元の資料の「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の資料の 1 ページをごらんください。

はじめに、「1 事業概要」でございますが、本事業は P F I 事業手法を用いて、はるひ野小・中学校の学校施設の設計・施工から完成後の維持管理、給食運營業務等を含め、実施しているものでございます。

次に、「2 変更の理由」でございますが、本事業契約では、3 年ごとに物価変動にもとづく維持管理業務費、給食業務運営費の見直しを規定しており、今年度はこの改定の年次にあたります。改定につきましては、対象業務ごとに、日本銀行が発表する企業間で取引されるサービス価格の変動を示す指数であります「企業向けサービス価格指数」や、厚生労働省が実施する勤労統計調査の「実質賃金指数」等の適切な指標を用いて、直近の 3 年間の指数の改定率がそれぞれ 3 %以上となった場合に改定することとしております。

それぞれの業務で基準とする経済指標と、直近の平成 2 9 年から平成 3 1 年の 3 年間での変動率につきましては、1 枚資料をおめくりいただきまして、2 ページ目の表のほうにお示ししております。今回、この表の網掛け部分にございますとおり、施設の警備費用等に該当する安全管理業務につきまして、「企業向けサービス価格指数」の業種「警備」分野の変動率が 3 年間で 7 %以上上昇しており、3 %以上となったため、令和 2 年度以降の業務費が改定となったことにより、契約金額を変更するものでございます。

変更の金額についてでございますが、この改定により、すみません、資料を 1 枚お戻りいただきまして、下段の「3」「(1)」表にございますとおり、令和 2 年度以降の「サービス料 3」の業務対価につきまして、サービス価格の上昇率を乗じて、消費税を含み、約 8 7 万円の増となりまして、平成 1 8 年度から令和 4 年度までの事業期間中の消費税及び地方消費税分を含む契約総額を、「6 4 億 7, 2 6 3 万 4, 3 1 8 円」から「6 4 億 7, 3 5 0 万 7, 7 3 8 円」に変更するものでございます。

議案第 4 号の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第4号は原案のとおり可決といたします。

## 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」についての説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、議案の表紙を1枚おめくり願います。こちらは、「令和2年第4回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について」の回答案となっております。今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものにつきましては、令和2年5月12日に開催の教育委員会会議の議案第2号においてお諮りした「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と、本日の教育委員会会議の議案第4号でお諮りした「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」のほか、後ほど御説明いたします「令和2年度川崎市一般会計補正予算（その2）」となっております。

次に、「資料」の表紙を1枚おめくりいただきまして、「資料1」をごらん願います。下段の「(参考)」において記載がございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。

この「資料1」につきましては、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、「資料2」をごらん願います。こちらにつきましては、令和2年第4回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件である補正予算の議案書案でございます。6月1日から始まります市議会定例会において、審議が行われるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお開き願います。はじめに、一般会計の歳入歳出予算の補正額については、第1条に記載がございますとおり82億2,614万7,000円で、歳入歳出予算の総額につきましては9,813億8,954万9,000円となっております。

次に、教育費の内容につきまして、「1歳入歳出補正予算 事項別明細書」により御説明いたしますので、10ページをお開き願います。

はじめに、「歳入」でございますが、中段の「17款 2項 国庫補助金」でございますが、「12目 教育費国庫補助金」につきまして、既定額3億6,256万1,000円から4,627万8,000円を減額し、補正後の額を3億1,628万3,000円とするものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。「24款 1項 市債」でございますが、「11目 教育債」につきまして、既定額67億8,900万円から67億2,900万円を増額し、補正後の額を135億1,800万円とするものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。「歳出」でございます。下段の「13款 教育費」でございますが、既定額1,011億9,443万1,000円から73億1,861万2,000円を増額し、総額を1,085億1,304万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、まず「2項 1目 小学校管理費」から「5項 1目 特別支援学校費」につきましては、右側のページに記載のとおり、「GIGAスクール構想端末整備事業費」でございまして、5月12日の臨時会において御報告いたしました。GIGAスクール構想の実現に向けた取組につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、国の令和2年度補正予算の対応として、児童生徒1人1台の端末整備スケジュールを加速させるとの方針が示され、当初、令和5年度までの4年間での段階的な整備とされたものが、今年度1年で全て措置されることとなりました。これを受け、本市におきましても国庫補助金を最大限活用する観点から、令和2年度内に義務教育全児童生徒1人1台端末の整備を達成できるよう、国庫補助対象分の約6万9,000台と国庫補助対象外の約4万8,000台との合計約11万7,000台分のリース方式に係る経費を計上するものでございます。

次に、「8項 1目 義務教育施設整備費」につきまして、右側のページに記載のとおり、まず「校舎建築（新築）事業費」でございますが、こちらにつきましても5月12日の臨時会において御報告申し上げましたが、新川崎地区の大規模共同住宅開発に伴う児童数増加への対応として小学校を新設するに当たり、用地を取得するための費用を計上するものでございます。

次に、「校舎建築（増築）事業費」でございますが、1枚おめくりいただきまして、19ページをお開き願います。右側のページに記載のとおり、「児童生徒急増対策事業費」として梶ヶ谷小学校の給食室等の整備に係る予算と、「高津小学校校舎等増築事業費」として高津小学校の空調整備に係る予算について、それぞれ減額するもの、また、「義務教育施設整備事業費」でございますが、「学校防災機能整備事業費」として、校舎等ガラスへの飛散防止フィルムの貼付など、学校施設の防災機能強化に係る予算と、「一般宮修繕費」として、消防設備や空調設備の改修に係る予算を減額するものでございます。

いずれにつきましても、令和元年度におきまして、国の補正予算による国庫補助金の認承増等がありましたことにより、令和2年度実施予定であった事業を前倒し、令和元年度3月補正予算において増額の補正を行い、今般、国庫補助金の額が確定いたしましたので、所要の額につきまして、今年度の予算を減額するものでございます。

続きまして、申し訳ございませんが、8ページにお戻り願います。「第3表 債務負担行為補正」でございますが、先ほど、17ページの「校舎建築（新築）事業費」で御説明申し上げました、新川崎地区新設小学校の開校予定時期を令和7年度とすることから、令和4年度までとしている小倉小学校仮設校舎のリース期間について、令和6年度まで延長するため、限度額を2億416万円増額し、補正後の額を8億1,082万7,000円として、債務負担行為を変更するものでございます。

次に、下段にまいりまして、「第4表 地方債補正」でございますが、「義務教育施設整備事業」につきまして、67億2,900万円増額し、補正後の額を118億900万円とするものでございます。

以上の補正予算につきまして、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

恐れ入りますが、先ほどの議案書にお戻り願います。今回、提出予定の3件の議案につきましては、ただいま御説明いたしました「令和2年度川崎市一般会計補正予算（その2）」を含めまして、いずれも意見はないものとして、教育長名により川崎市長宛て回答するものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**【小田嶋教育長】**

何か御質問等はございますか。

石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

1点だけいいですか。

19ページの「学校防災機能整備事業費」が減額になったのは、国の補助金が充当できるので、市としては減額するということでしたよね。

**【桑原庶務課経理係長】**

そうです。

**【石井委員】**

お金の出所が違うということですね。整備事業自体はちゃんと行われるということですね。

**【桑原庶務課経理係長】**

おっしゃるとおりです。

**【石井委員】**

分かりました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございませんか。よろしいですか。

それでは議案第5号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。



【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第5号は原案のとおり可決といたします。

## 議案第6号 新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第6号 新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いします。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

それでは、「議案第6号 新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）について」説明いたします。

はじめに、本計画の構成を説明させていただきますので、議案書の本編「新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）」を1枚おめくりいただき、「目次」をごらんください。

「第1章 新しい宮前市民館・図書館整備の背景と位置づけ」をはじめ、「第5章 新しい宮前市民館・図書館の基本理念と基本方針」、「第6章 施設整備の考え方」から、次のページの「第7章 事業・サービスの考え方」、「第8章 今後の検討の進め方と整備スケジュール」等の8つの章立てとしたところでございます。

最後に、本ページ下段の『新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）』についてでございますが、下段のとおり、本計画は新しい市民館・図書館が市民の皆様に愛されるよう、第1章から第5章までは市民意見聴取の取組等を踏まえて本年2月に公表した基本的な考え方で示した内容を充実し、施設整備や事業・サービスの考え方、今後の検討の進め方等につきまして、第6章から第8章に新たに取りまとめたものでございます。

次に、内容について説明させていただきますので、「資料1 新しい宮前市民館・図書館基本計画（案） 概要版」をごらんください。

「第1章 新しい宮前市民館・図書館整備の背景と位置づけ」でございますが、「1」のとおり、平成29年に鷺沼駅前地区再開発準備組合が設立され、再開発事業計画の検討が進められているところでございます。

「2」の「(1)」のとおり、平成31年3月の「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」におきまして、市民館・図書館の目指す方向性を、再開発で建設される同じ建物内の店舗等との近接による相互連携の可能性の創出等の新たな可能性を活かし、社会教育及び生涯学習に係る環境を整備し、事業の充実やサービスの向上を目指すこととするほか、その他機能・サービス等を取りまとめたところでございます。

「3 宮前区の現状と特色のある取組」につきましては、「3つの河川に挟まれ、起伏に富んだ地形が特徴」をはじめ、「誰もが地域に愛着を持ち、生きがいを持って暮らせる、区民が主役のまちづくりを推進」「昼夜間人口比率が市内で最も低いなど、地域特性を踏まえたまちづくりの推進

が必要」等でございます。

同ページ右側の「第2章 宮前市民館・図書館の現状と課題」でございますが、「2 宮前市民館の現状と課題」の「(1) 現状」といたしまして、大ホールとギャラリーの利用率が高く、「(2)」のとおり、利用状況等を踏まえたスペースの有効活用等の課題がございます。

次に、「3 宮前図書館の現状と課題」の「(1) 現状」といたしまして、貸出冊数が約91万2,000点、入館者数が約55万9,000人と、多くの方に御利用いただいております、「(2)」のとおり、地域の図書館活動の確かな継承・発展等の課題がございます。

次に、「第3章 主な関連施策」でございますが、「3 今後の市民館・図書館のあり方」等と整合性を図りながら、新しい施設づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次ページをごらんください。左側の「第4章 新しい施設づくりに向けた市民意見聴取の取組」でございますが、「1 平成30年度の市民意見聴取の取組」、「2 令和元年度の市民意見聴取の取組」でいただいたアイデア等を踏まえ、「(5)」のとおり、「施設、環境」、「事業・サービス、使い方」の面から主なキーワードを取りまとめ、右側の「3 新しい宮前市民館・図書館づくりに必要な視点」を4つ整理したところでございます。

「第5章 新しい宮前市民館・図書館の基本理念と基本方針」でございますが、「1 基本理念」を「市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館」とし、「2 基本方針」のとおり、5つの方針を掲げているところでございます。

次ページをごらんください。「第6章 施設整備の考え方」の「1 施設規模と整備位置」につきましては、現施設と同程度とすることを基本とし、駅前街区建物の低層部とする予定でございます。

次に、右側の「2 機能」につきましては、さまざまな人とのつながりや賑わいを創出できるよう、交流・共創・学習の3つの機能として整理し、静かな空間と賑わいのある空間を共存できるよう配慮するとともに、民間と連携し、複合施設全体の一体感が感じられるような工夫や設え等の実現を図ってまいります。

次ページをごらんください。「3 施設整備方針」の「(1) 市民館・図書館の融合」につきましては、諸室の見える化と、両施設の諸室の同じフロアへの連続した配置等を検討してまいります。

次に、「(2) スペースの再構築と有効活用」につきましては、利用者の増や多様なニーズへの対応のため、諸室の規模の適正化のほか、両施設の共用化、多機能化等の多目的化をはじめ、民間スペースの活用等について、検討してまいります。

「ア 現市民館の主なスペースの利用状況と検討の方向性」の「ホールスペース」につきましては、駅前の立地性から利用件数の増が見込まれることや、現在の利用状況等を踏まえ、現行と同程度の規模のホールとする①案と、600人程度と200人程度の2つのホールを設置する②案のメリットとデメリットを、右側中段のとおり比較しているところでございます。基本理念の実現に向けて、新しい施設のホールスペースにおきましても、より多くの市民が生涯学習活動や文化芸術活動等を通じて発表し鑑賞できる機会等を一層提供すること等を踏まえ、利用コマ数の増加や多様な演目・イベント等への対応等、これまでの使い方等の工夫も含め、施設全体のスペースの再構築と有効活用のあり方や詳細な利用状況等を総合的に勘案しながら、②案をベースに検討を進めてまいります。

また、仕様等につきましては、内装の設えや音響・映像設備等を検討し、各ホールが生涯学習

施設としての機能と合わせて、文化・交流拠点としての機能を一層発揮することを目指してまいります。

その他スペースの検討の方向性でございますが、多目的スペースの大会議室はニーズの高い活動への対応、会議スペースの第1から第4会議室は多機能化・共用化・高機能化等を検討いたします。次に、教養スペースでございますが、和室はニーズの高い活動への対応、料理室と実習室は多機能化・共用化、視聴覚室と体育室はニーズの高い活動への対応等を検討いたします。次のページをごらんください。児童室は多機能化・共用化、ギャラリーにつきましては共用スペースの活用等を検討いたします。

次に、「イ 現図書館の主なスペースの利用状況と検討の方向性」の「閲覧スペース」の検討の方向性でございますが、スペースの拡充や他の諸室との共用化等を検討いたします。「開架スペース」は同程度の蔵書数を基本とし、企画コーナースペースの充実や福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえた通路幅員の設定等について、検討いたします。「閉架スペース」は、立地性やスペースの有効活用等の観点から、コンパクト化と市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性を検討してまいります。

次に、「ウ その他のスペースの検討の方向性」でございますが、事務室をはじめ、ボランティア等の活動スペースの今後の検討の方向性をお示ししているところでございます。

次に、「エ 今後、検討する主な新規・拡充スペース」でございますが、両施設の共通スペースとしてフリースペースや飲食可能なスペース等、市民館スペースとして音楽・軽運動を行うスペースや小中高校生の居場所等、図書館スペースとして児童向けカウンターや閲覧席、自動予約棚や自動返却機の設置等を検討してまいります。

その他の施設整備方針といたしまして、「(3) 魅力あるデザインによる空間の形成」で、照明や木質化等の材質、色彩等への配慮をはじめ、「(6) フレキシビリティの確保」等を検討してまいります。

次のページをごらんください。「第7章 事業・サービスの考え方」でございますが、「今後の市民館・図書館のあり方」と整合性を図りながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法について、「(仮称) 新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」の策定作業の中で検討してまいります。

はじめに、「1 従来の事業・サービスの継続」につきましては、これまで行ってきた事業・サービスを継続することを基本といたします。次に、「2 幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進」につきましては、開館日の拡大や開館時間の延長等を検討いたします。「3 つながりや賑わい、地域への愛着を生み出す事業・サービスの充実」につきましては、コミュニティカフェの取組の充実や、地域資源を活用した講座等の充実等を、「4 ICTを活用した事業・サービスの推進」につきましては、図書館システムによる電子書籍、音楽配信サービスの実施等を、「5 地域の課題解決につながる事業・サービスの充実」につきましては、地域課題に関する専門家による相談会等の実施等を検討してまいります。次に「6 効率的・効果的な事業・サービスの提供手法の検討」につきましては、上記の事業・サービスを実現するため、以下の「主な視点」のとおり、施設運営や企画への市民参加の促進、利用者目線に立った柔軟な管理運営の実施、市民館・図書館の事業・サービスの柔軟かつ一体的な実施等の10の視点に基づき総合的な検討を進めてまいります。

右側の「第8章 今後の検討の進め方と整備スケジュール」でございますが、第6章や第7章

の考え方にもとづき、ソフト面とハード面の両面からの検討を次のとおり進めてまいります。

「1 庁内横断的な検討」をはじめ、「2 ソフトとハードの一体的な検討」につきましては、基本・実施設計の実施とともに管理運営計画の策定に着手いたします。次に「3 市民参加による検討」につきましては、ワークショップ等の市民意見聴取の実施とともに、適宜市民周知を図る取組を推進いたします。「4 民間との対話による検討」につきましては、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針」の趣旨を踏まえた検討を進め、「5 再開発組合と連携した検討」につきましては、民間事業者との連携のあり方等を検討してまいります。次に「6 整備スケジュール」につきましては、令和7または8年度中の供用開始を目指し、令和2年度から基本・実施設計、令和6年度を目途に内装工事等に着手するとともに、令和2年度から管理運営計画の策定作業を進め、令和4年度以降、地域資源と連携したプレイベントを実施する予定でございます。

最後に、資料2をごらんください。ただいま御説明いたしました「基本計画（案）」につきましては、パブリックコメントにより市民から意見を募集いたします。期間は5月29日から6月29日までの32日間でございます。

パブリックコメント終了後、いただいた御意見等を参考としながら、8月の教育委員会において「新しい宮前市民館・図書館基本計画」の決定に係る議案を付議させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等があれば、お願いいたします。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

概要版でいうと、4枚目のところの、ホール大きさについてなんですけれど、たぶんコロナのいろいろなことが起きる前に、いろいろな計画が詰められていると思うんですけど、この案だと2案ということで、大規模のものが1個だったのを、中規模というか、少し規模を小さくしたもので小規模なホール2つに変えるということだったんですけど、今のこのコロナの状況で、ホールって、人をたくさん入れてできないというような状況になっているじゃないですか。それがいつまで続くか分からないんですけど、できるのは5年後でしたっけ。

#### 【小田嶋教育長】

令和7年です。

#### 【高橋委員】

小さいものをつくったら、実はその小さいものには200名と想定していたら、これからの時代は100人しか人が入れられなくなりましたとかになったときに、ちょっと今のタイミングだと大きいものをつくっておいたほうが、何となくいいのかなという、対応がいろいろできるんじゃないかなという気がちょっとしてしまったんですけど、そのあたりって何か、御検討されましたか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

基本計画をつくった段階でコロナの緊急事態宣言が最終的な取りまとめの段階で出たという状況であることは、正直申し上げます。ですので、コロナ対策について考えているかという御質問については、現段階では考えておりません。ですので、設計が、基本設計で大枠のスペックを決めることになると思います。今年度中ですけれども、その中で国の動向とかを見ながら、新しい施設がどうあるべきかというところが、もし設計まで影響するような状況かどうかを見極めながら検討を進めていかなければならないと思います。

**【高橋委員】**

規模だけではなくて、例えば換気とかいうものも、何か強化するとかいう話が出るかもしれないので、そのあたりをぜひ敏感に感じてそれを入れていただけるような形にしていきたいなと思います。ちょっと残念だなと思ったのは、小杉小学校の体育館に冷房がついていなかったのを知って、結構残念だなと思ったんですね。やっぱり計画ができたときには、そこまで防災のことが話題になっていなかったんだろうと思うんですけど、なのでやっぱり、事前に計画の段階で最初にいろいろ入れておいていただくとありがたいなというのが1点です。

それから、2月に「在り方」のほうの検討をさせていただいたときに、今いらっしゃらないんですけど、小原委員から2点お話がたしか出ていて、「いろいろな意見を聞くのはいいんだけど、聞いたことが反映しているのかというのとはちゃんと分かるような見せ方をしてほしい」というお話と、「中高生がお勉強する場所をぜひ確保していただきたい」というお話があったと思うんですけど、そのあたりって何か、反映されている部分があれば教えていただきたいなと思います。これからならこれからということ。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

これからいろいろな方とパブリックコメントをしながらやっていきますが、本編には、市民意見ですね、15ページの平成30年度の取組から、鷺沼駅の公共空間の在り方を聞くアンケートであったり、16ページについてはワークショップというようなところで、例えば、30年度も16ページの「イ 結果概要」の「(ア)」みたいなところで、ホールであったり広場機能とか、あとは、広場の中では「有料・無料のフリースペース」とか、そういう形で同じようなそういう意見も踏まえつつ、17ページにあるように、令和元年度にも同様に、まず、こちらの意見も踏まえながら事前にアンケートをやったというような状況で、アンケートの結果では、やはり「図書や新聞、雑誌がある」とか、そういうものであったり、次のページに18ページですけれども、「(イ)」のアンケートでは、約8割の方が「気軽に立ち寄れ、居心地がよい雰囲気」みたいなところ、「飲食ができる」というところが非常に大きなところであったり、そういうことを踏まえながら、ワークショップも引き続きやった上で、20ページ以降、「第2回アイデアワークショップ」の検討を踏まえながら、先ほど言ったキーワードを取りまとめさせていただいています。例えば「フリースペース」ということであれば、会話をしたり、あるいは少し勉強もしたりということですね、ということも含めて考えていきたいということで、例えばではそういう形になってきます。あるいは、「事業・サービス」のほうでも、「ボランティア等の地域人材との連携」ということであれば、ボランティアをこれからは持続可能な社会に向けては、やはりボランティアと

か地域の方の協力なくして施設運営はできない、やはりそういう活動を支えるスペースみたいなことも考えております。さらにソフト・ハード、多岐にわたっていますので、ちょっと分かりづらんですけど、それぞれのキーワードは基本理念から基本方針、施設整備の考え方にちりばめられているという形で、なるべく反映したつもりでございます。あとは、勉強場所については先ほど「フリースペース」とお答えしましたが、そういう形でやっておりました。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

今、高橋委員からお話ありましたように、コロナ関連になってしまうんですけれども、やはり非接触のものを導入する傾向というのが、やっぱりいろいろなところでありまして、例えばエレベーターのところもやっぱりボタンをさわりたいくないとか、あるいはいろいろなものをやる時にさわらないでできるようにということで、例えばエレベーターも足踏み式で階数をやれるものであったり、ドアの開閉のところも自動ドアだとそのまま開くんなんですけれども、施錠したりしなくちゃいけないものでも、足踏みでできるものでやるとか、そういった非接触でできるというようなものの導入というのを、ぜひちょっと取り入れていくことを検討していただきたいなと思います。

あと、いろいろ申込みをしたときにお金が発生すると思うんですけど、そういったものも、なるべく、これはシステム側のソフト的な話になってしまうのかもしれないんですけど、なるべくそういった、人と人があまりお金とかをさわらないで済むようなやり方とか、何かそういった新しい、アフターコロナというか、そういったところにも合うようなものを少し検討していただけたほうが、初期費用が多少かさむかもしれないんですけど、長い目で見ると、何となく私はそちらのほうがコストを削減できるようなところになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

#### 【宮川生涯学習推進課担当課長】

アフターコロナ対策につきましては、大きく2つあります。

その中でも、まずハード的なことは、いわゆる大枠みたいなこととか設備関係というのが、設計の中で、また大枠の配置をやった中で、2年目と3年目、令和3年度、令和4年度に実施設計をやります。そういう設備的なところは、ある程度まだ、コロナの状況を見ながらできるかなという形になります。

ソフト的なところであれば、例えばアウトリーチという形で、ICTサービスをつかって非来館サービスとかあるいは非接触ということになりますけれども、全市的な課題になっていますアウトリーチとしては、お体が不自由な方については郵送で送るみたいな現状、サービスを図書館はしているんですね。ですから、そういうところで図書館はある程度工夫できるのかなと。

市民館につきましては、ちょっと今いいアイデアが、というのがやっぱり、市民館の本来の趣旨が人が集まって、図書館もそうですけど、市民館・図書館融合という、集まって出合ってそこ

に気づきがあって、新たな活動とか、そういう好奇心なり学習意欲ですね、そういうものも生み出していくという本来の趣旨からすると、どうしようかな、ということと併せて、市民館だけではなくて、公共施設は「ふれあいネット」という全市的なシステムということも同時に出てきます。ですので、そういうことも含めて、一部それから独立したスペースをつくることも可能かもしれません。館のほうでICTを使って予約するとか、中原のような、閲覧室を一部予約できるとか、そういうこともできるかもしれません。それは、管理運営計画の中で、令和7年の供用開始ですけれども、令和2年、3年とやった後も随時技術の更新を見ながら、あるいは全市的な状況を見ながら検討していくことができるのではないかなと。明確なお答えはできませんけれども、スケジュール感覚としては、そういう感覚で見ただけだとありがたいなというふうに考えています。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますか。

中村委員。

**【中村委員】**

とても丁寧に、市民の意見を踏まえてまとめてくださりありがとうございます。

コロナのことに関して、分からない部分がいろいろあるから、人の意見を聞いて決めていかなきゃいけないと思うのです。それでこちらの資料2の意見募集についてですけれども、ぜひ多くの方に、意見募集していることが伝わるような方法を取っていただきたいのですけれども、これは教育委員会のホームページに載るだけですか。いろいろなところに、ここに書いてありますけれども、なるべくいろいろな人に広がっていくような工夫をしていただけるとありがたいです。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

前回、「基本的な考え方」の前の途中経過も含めて、ワークショップ、小学生が実は10名超えで参加して小学生のグループをやったという形で御報告させていただきました。

その際に、区内の小・中学校であったりこども文化センター、そういう市民館・図書館だけではなくて、ポスターの掲示をした経過がございます。それはなるべく多くの方に取組を知ってもらいたいということです。今回、実はコロナ対策の関係で、6月1日号の市政だより全市版が出ない、区版が出ないということなので、やはり継続的にこのパブリックコメントを、緊急事態宣言がどうなるか分からなかったんですけれども、そういう複数箇所にポスター等を掲示して、このパブリックコメントの取組を周知を少しでもしてまいりたいという工夫はさせていただいているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

本当だったら市政だよりの区版に出るはずだったんですけど、それが出なくなっちゃったということで、御意見を受けて、いろいろな工夫をしていくということで。

**【中村委員】**

もう1つ伺ってもよろしいですか。

最初に今日「平成30・31（令和元）年度川崎市社会教育委員会議研究報告書」が出たんですけれども、これはどのように反映させていくのですか。一応、直接反映というのは難しいとは思いますが、これによりますと、「川崎の社会教育の今後の50年、100年を見据えたグランドデザインを」ということが書いてあるものですから、活かせる部分もあるのかなと思いました。例えば防災のこととかは社会教育ではとても大事になってくる、つながってくると思うんですけれども、このところ、何かあったときには防災拠点になると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

まず、ハード的なところもあるんですけど、ソフト的なことを言いますと、本編には書いてあるんですけど、防災というか、若干かかわってくるところで、「第3章」の「4」のところ、概要版の1ページ目の「4」で「関連施策」で「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」のところ、こちらは学校側だけではなくて、社会教育でやはり互助といいますか、共助、そういう意識というものは非常に、そういうものを通じて意識を醸成していくという中で社会教育というのは大きな役割だという中で、そういう意味で意識を醸成していくという取組は必要だということと併せまして、現段階で、現在、主に帰宅困難者の一時滞在施設という形の位置づけになっておりますので、防災のところではいいですと、概要版の5ページ、「防災機能の確保」というところで、5ページの右側の「(5)」ですね。こちらで、帰宅困難者一時滞在施設として備蓄物資保管スペースとか、あるいは情報通信機能の整備等について検討をしていきたいという形になります。それは危機管理部門ともうちょっと調整して、より機能等につきましては、設計の中で検討していきたいという考えでございます。

以上になります。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

**【高橋委員】**

すみません。6ページの右下にある「サウンディング調査等による民間との対話」というのは、何ですか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

本編の44ページをごらんください。本編の44ページの「4 民間との対話による検討」ということなんですけど、中段にありますとおり、民間との共創パートナーシップやサービスの提供の機会を充実するというので、昨年度末、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」というものができました。そういう趣旨を踏まえまして、そういう市民サービス系とか管理運営系については、民間との対話によるという形になっております。

そちらの「サウンディング調査」というのが注釈「7」に書いてあるんですけど、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキームに関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とし



た手法という形で、個別にこういう事業をやります、何か民間のアイデアはございますかとか、そういう形での対話を通じながら、新たな事業サービスというのを公の施設でできるかというアイデアをいただくような、そういう対話の手法の一つでございます。

**【高橋委員】**

この「民間」というのは、民間企業ということですか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

そうです。

**【高橋委員】**

例えば何か、飲食を交えて何かやりますみたいなときに、例えばカフェをやっているような人とかを呼んで、カフェと一緒に何か共有スペースで何かできませんか、と聞くみたいな、例えばそういうことですか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

そうですね。例えばここの鷺沼の、内容はこれから整備しますけれども、この鷺沼という立地性と市民館というのがあったときに、どういうことが「賑わい」という、もちろん生涯学習の基本はありますが、「賑わい」を創出するといった場合には、どういうサービスなりどんな提案ができますか、みたいなことを聞くようなところの形になっています。

**【高橋委員】**

例えば、民間の中にはNPOみたいな、例えばコミュニティ支援をしているとか、そういういろんな形の団体の方というイメージでよろしいですか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

そうですね。当然、公民館的なところも指定管理者というところもありますし、そういうところもあります。公で一部サポートしているような会社もあります。NPOもございます。幅広い形で関わっている方が、もし来ていただくのであれば、そういう方の意見やアイデアを伺う場にしたと思っております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

それでは、なければ、議案第6号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

## 12 閉会宣言

### 【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(17時28分 閉会)